

事例コード | 201401

2014年（平成26年）2月14～16日大雪による災害

4. 災害の概要

(1) 被害の概要

①大雪の発生状況

平成26年2月13日に発生した低気圧は発達しながら本州の南岸を北東へ進み、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降った。特に、14日夜から15日にかけて、低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方や東北地方の一部では記録的な大雪となった。

14日から19日までの最深積雪は山梨県甲府市甲府で114cm、埼玉県熊谷市熊谷で62cmとなるなど、統計期間が10年以上の観測地点のうち、北日本と関東甲信地方の18地点で観測史上1位を更新した。雪から雨に次第に変わっていったため、湿った重い雪となったことが特徴として指摘された。

このような状況のもと、埼玉県内について、気象庁は2月14日（金）9時22分に埼玉県全域に大雪注意報および着雪注意報を発表した。そして、同日15時09分に秩父地方を対象に大雪警報が、18時10分に埼玉県南中部、南東部、南西部、北東部、北西部を対象に大雪警報が発表された。

なお、関東甲信地方では1週間前の2月8日から9日にかけても大雪となっており、2週連続での大雪となった。

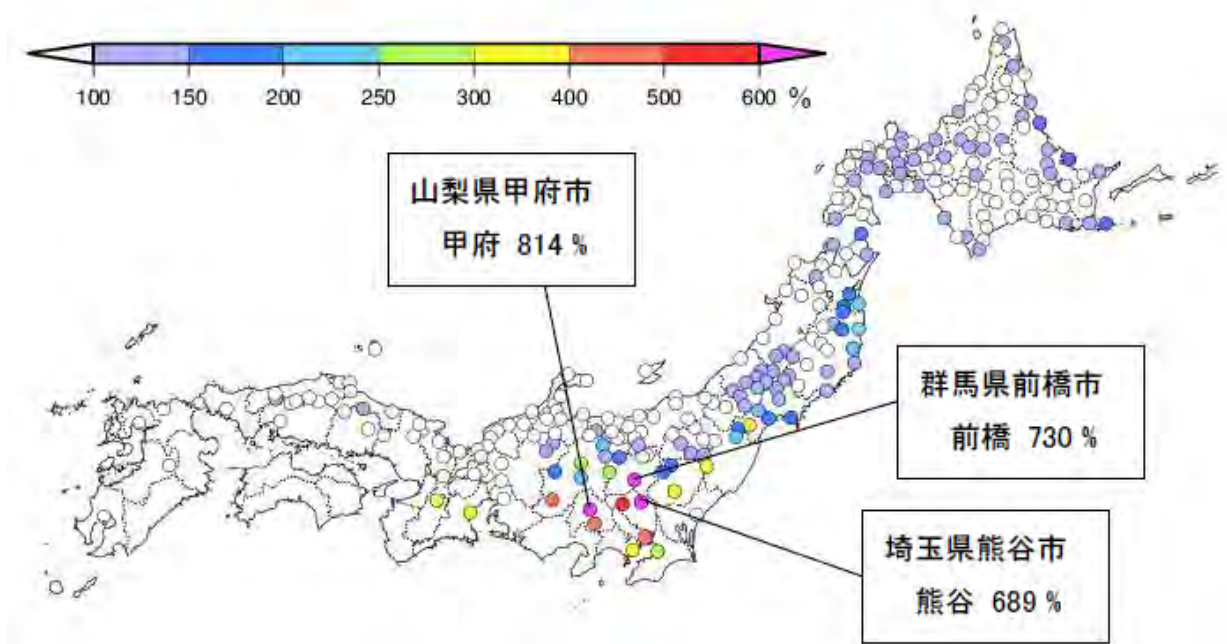


図 期間最深積雪と年最深積雪の平年値との比較分布図

(出典) 気象庁「災害時気象速報 発達した低気圧による2月13日から2月19日の大雪、暴風雪等」(平成26年3月31日)

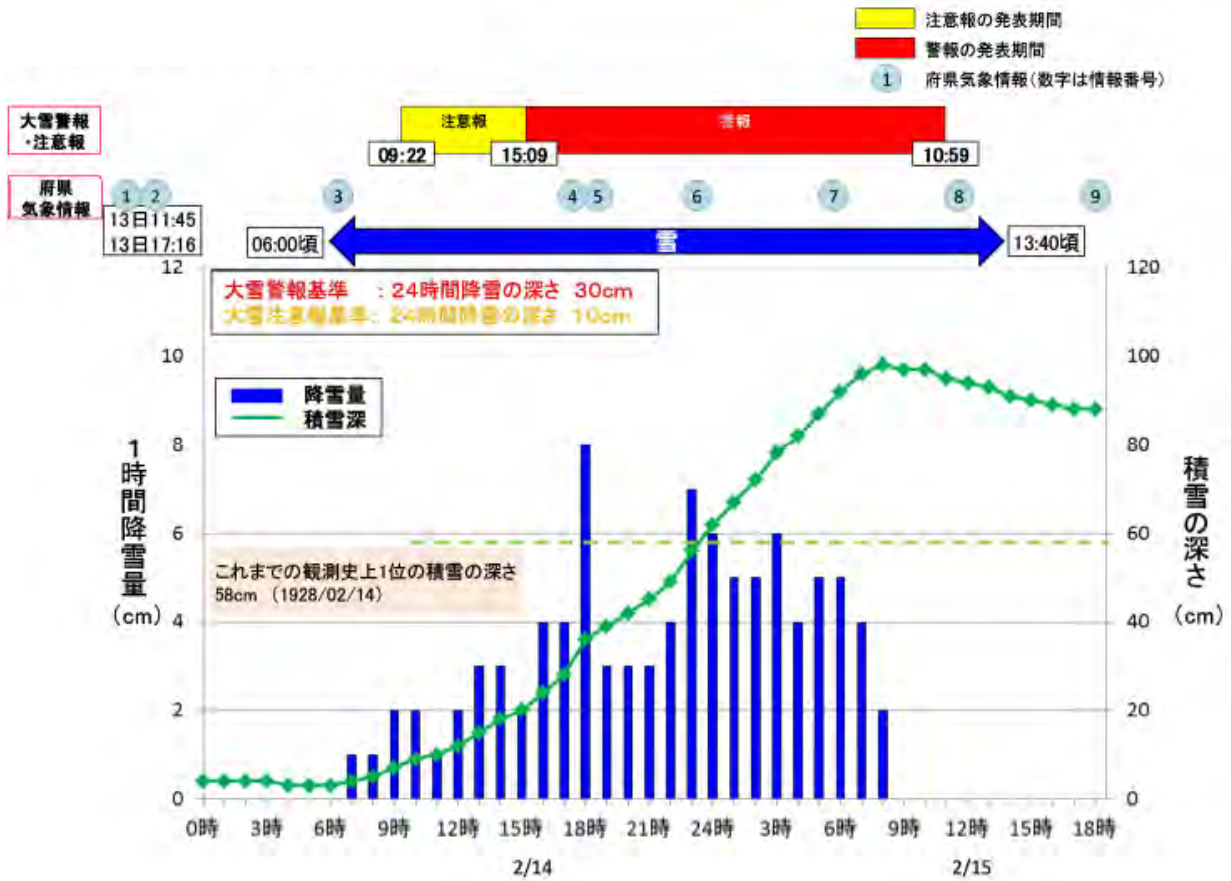


図 降雪量時系列グラフ（埼玉県秩父市秩父）

（出典）気象庁「災害時気象速報 発達した低気圧による2月13日から2月19日の大雪、暴風雪等」（平成26年3月31日）

②避難状況

全国では、岩手県遠野市、埼玉県秩父市、山梨県富士川町、道志村、西桂町で避難勧告が発令され、最大で10世帯、約18人が対象となった。

表 避難勧告等の発令地域

都道府県名	市区町村名	避難指示				避難勧告			
		対象世帯数	対象人数	指示日時	解除日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時	解除日時
岩手県	遠野市					1	1	2月15日 20時45分	2月16日 14時00分
埼玉県	秩父市					1	2	2月17日 11時45分	2月27日 13時00分
山梨県	富士川町	4	9	2月21日 9時50分	2月21日 17時00分	4	9	2月21日 17時00分	2月23日 12時00分
	道志村					1	1	2月23日 11時00分	
	西桂町	3	7	2月17日 10時30分	2月23日 15時00分	1	1	2月23日 15時00分	3月6日 10時00分
						1	2	2月24日 15時00分	
						1	2	2月17日 10時30分	2月23日 15時00分
小計		7	16			8	15		
合計		7	16			10	18		

（出典）内閣府「平成26年（2014年）豪雪について」（平成26年3月6日）

③被害状況

平成26年2月14日から16日かけての大雪等の被害は、北海道から宮崎県まで全国広範囲に渡り、死者26名、負傷者701名の人的被害をもたらした。建物（住家）被害は、全壊棟数は16棟、半壊棟数は46棟、一部破壊は585棟に及んだ。

また、農作物等の損傷や家畜の斃死、ビニールハウスの損壊など農業関係の被害が甚大となっており、埼玉県では農業関係の被害額が229億円に達した。

表 2月14～16日の大雪等による被害状況（平成26年3月6日現在）

区分	細分	
人的被害（人）	死者	26
	負傷者（重傷）	118
	負傷者（軽傷）	583
住家被害（棟）	全壊	16
	半壊	46
	一部損壊	585
	床上浸水	2
	床下浸水	30
非住家被害（棟）	公共建物	40
	その他	348

（出典）内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）より作成

表 2月14～16日の大雪等による埼玉県の被害状況（平成26年3月6日現在）

区分	細分		推定被害額
人的被害（人）	死者	3	
	負傷者（重傷）	12	
	負傷者（軽傷）	99	
住家被害（棟）	全壊	0	-
	半壊	1	
	一部損壊	19	
	床上浸水	0	
	床下浸水	0	
非住家被害（棟）	公共建物	3	
	その他	45	
農業被害			229（億円）

（出典）内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）、埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」より作成

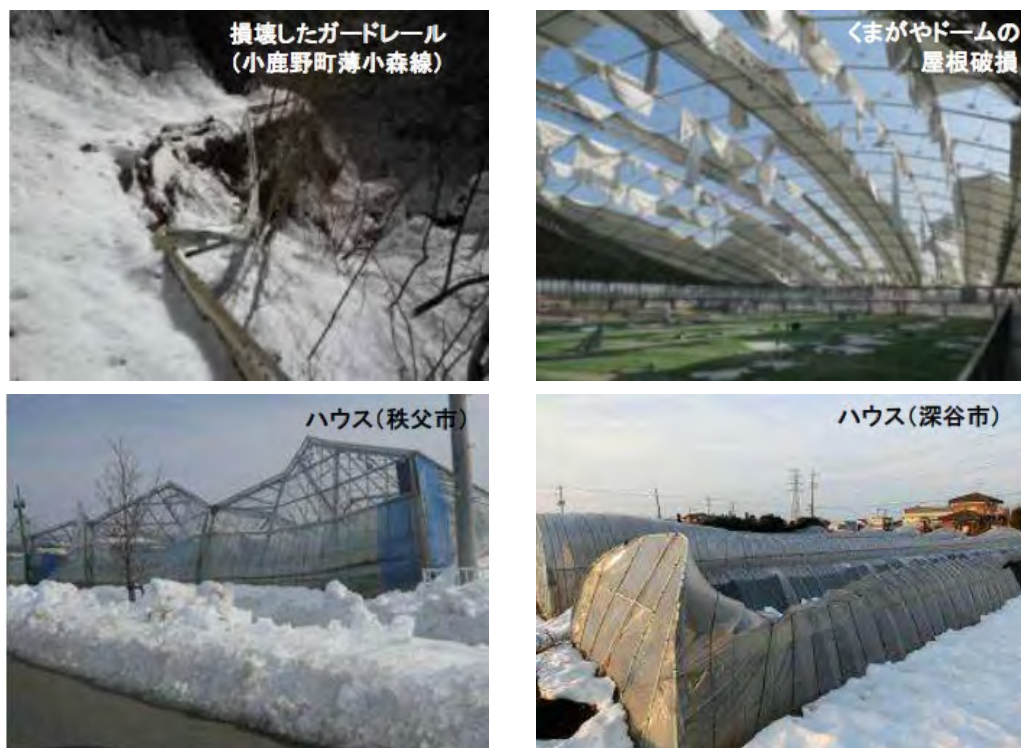


図 埼玉県における被害状況写真

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」

(2) 災害後の主な経過

2月14日朝からの降雪で9時22分に埼玉県内に大雪注意報が発表されたことを受け、埼玉県庁では待機体制を施行し、情報収集・初動対応を実施した。また、本庄市では災害対策初期活動本部が設置された。

同日18時10分に、埼玉県内のほぼ全域に大雪警報が発表されたことを受け、翌日2月15日に、埼玉県は、大雪被害対策体制を施行するとともに、本庄市においても非常体制1号配備に移行する等、応急対策を強化するための体制が強化された。

2月17日には道路の交通止め等で孤立集落が発生したことを受け、埼玉県から自衛隊の派遣が要請された。また、本庄市では災害対策本部が設置されるとともに、市長自ら市民に対し、防災無線による除雪の呼びかけが行われた。

埼玉県は、2月17日、埼玉県秩父地域等の市町村について、災害救助法の適用を決定した。また、国は、同18日に豪雪非常災害対策本部を設置するとともに、現地災害対策室を埼玉県、長野県、群馬県に設置した。

表 災害後の主な経過（本庄市・埼玉県・政府の取組状況）

年	月日	埼玉県・本庄市の対応	政府の対応
平成 26年	2月14日	9:22 埼玉県内全域に大雪注意報発令	
		9:22 埼玉県危機管理防災部及び県土整備部が待機体制を施行	
		本庄市は災害対策初期活動本部を設置	
		18:10 埼玉県内に大雪警報発令	
	2月15日	8:00 埼玉県危機管理防災部、県土整備部及び県警察本部が大雪被害対策体制を施行	
		10:59 埼玉県内全域の大雪警報解除	
		11:00 埼玉県農林部が農業被害情報の収集を開始	
		本庄市は初期活動本部から非常体制1号配備に移行	
	2月17日		災害救助法を埼玉県（秩父市、飯能市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、神川町）に適用
		18:30 埼玉県から自衛隊へ災害派遣要請	
		本庄市は災害対策本部を設置 本庄市長が防災無線で市民に除雪を呼びかけを実施	
	2月18日	本庄市は除雪等対策本部を設置	10:30 豪雪非常災害対策本部に格上げ設置
			18:00 政府現地災害対策室（埼玉県庁内）を設置
2月23日	12:00 自衛隊へ撤収要請		
2月27日	15:00 孤立集落孤立解消		
3月6日		16:00 政府現地対策室（埼玉県）を閉鎖	

出典) 内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）、埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」、埼玉県「埼玉県における災害対応体制」、本庄市資料より作成

5. 災害復興施策事例の索引表

201401	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置							
施策1: 被災状況等の把握				●	→		
施策2: がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1: 復興体制の整備				●	→		
施策2: 復興計画の作成				●	→		
施策3: 広報・相談対応の実施							
施策4: 金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1: 緊急の住宅確保							
施策2: 恒久住宅の供給・再建							
施策3: 雇用の維持・確保							
施策4: 被災者への経済的支援							
施策5: 公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1: 公共施設等の災害復旧							
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3: 都市基盤施設の復興						●	→
施策4: 文化の再生						●	→
2.3 産業・経済復興							
施策1: 情報収集・提供・相談							
施策2: 中小企業の再建							
施策3: 農林漁業の再建						●	→

6. 災害復興施策事例

【20140101】被災証明書の発行（本庄市）

- 平成 26 年 2 月 14 日からの大雪による被害では、大地震や台風による被害と異なり、家屋の全壊や大規模半壊はほとんど見られず、カーポートや雨どいの破損、屋根瓦の落下等が大半を占めたことから、これらについては、発行までに時間を要する「罹災証明書」ではなく、写真等の提出に基づき被災の認定を行う「被災証明書」を市民課で発行することとした。
- 他方、住家被害については、申請を受けて被害認定調査を実施し被害程度に応じて発行する罹災証明書を発行した。
- 被災証明書の発行にあたっては、防災無線、広報誌およびホームページにより被災状況を写真撮影しておくことを周知徹底し、申請時に被災状況を撮影した写真を添付してもらうこととした。発行にあたっては、写真確認による認定作業を経て、被災証明を発行し、迅速な対応に努めた。
- 3 月 31 日を申請期限としたが、その後も引き続き申請が出てきており、時間が経つにつれて、当時の被災であるかどうかを確認する作業が課題となっている。

表 被災証明書・罹災証明書の申請方法と目的

家財破損=被災証明書	家屋破損=罹災証明書
【申請者】 市内に物件を有する個人および法人 【必要書類】 被害の全体がわかる写真3枚程度、運転免許証等本人確認ができるもの 【費用】 無料	
【目的】 カーポートやテレビアンテナ等の家財が破損し、保険の請求等をする場合 【発行手順】 申請→認定作業（書類）→発行	【目的】 家屋等、固定資産が破損した場合 【発行手順】 申請→認定作業（現地調査）→発行

（出典）本庄市「広報ほんじょう 2014No.98」より作成

No. _____

被災証明申請書

平成 年 月 日

(あて先) 本庄市長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

下記のとおり、被災証明を申請します。

記	
被災年月日	平成 年 月 日
被災場所	本庄市
被災原因	<input type="checkbox"/> 震災 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> その他 (平成 26 年 2 月 14 日から同 15 日の大雪)
被災物件	
申請者と被災物件の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者
被災種別	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ()
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 融資の申込 <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況写真 (全体の状況がわかるもの) <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

本庄市長 吉田 信解

様式第1号

り災証明交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 本庄市長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

下記のとおり、り災証明の交付を申請します。 記

世帯主氏名	印 _____		
	年 月 日	生 歳	職 業 ()
り災場所			
り災原因	平成26年2月14日から平成26年2月15日にかけての大雪のため		
り災年月日	平成 年 月 日		
り災状況(該当するものに○をつけること)	住家()・非住家() 全壊・半壊・一部壊損 () 床上浸水・床下浸水・その他 ()		
世帯構成	氏 名	続柄	年令

図 被災証明書及び罹災証明書の交付申請書

（出典）本庄市「被災証明申請書」「罹災証明交付申請書」

【20140102】復旧・復興体制の構築（本庄市）

- ・ 大雪による被害状況の把握を適切に行うとともに、関係機関への連絡・調整、応急措置・復旧対応等を初期期から迅速に行うため、本庄市では、災害発生からの経過期間にあわせて段階的に体制構築を行い、対応にあたった。
- ・ 当初設置された、災害対策初期活動本部は、大雪に対する初期対応および除雪等対策本部の事後処理を行うため、災害に直接関係する関係課から 35 名の職員を構成員として設置された。
- ・ 15 日大雪警報が解除されたが、道路の除雪作業や市民の問合せに対応するため、非常体制 1 号を配備した。さらに、17 日には多数の農業関連施設の倒壊、住宅や事業所建物等の破損など被害が大きかったことから、市長、副市長、教育長及び部局長に加えて市議会議員や一部事務組合の消防長等も加わる災害対策本部が設置された。
- ・ 18 日からは主に道路の除雪や災害時要援護者の対応や孤立集落の解消等の対応を行うため、通常の災害対策本部の規模（市長、副市長、教育長及び部局長）となる除雪等対策本部が設置された。あわせて、職員による除雪隊が編成され、除雪作業の実施にあたった。
- ・ 24 日の除雪等対策本部が解散された後は、災害対策初期活動本部が再度設置され、事後処理にあたった。

表 大雪に関する復旧体制（本庄市）

体制名	職員数	設置期間	主な目的・取組内容
災害対策初期活動本部	35 名	2月 14 日～15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雪に対する初期対応を図るため設置。 ・ 情報収集を行い、被害の有無を確認し、状況によって 1 号配備に移行する体制。 ・ 災害等に早急に対処するため、初期活動関係課（農政課、建設課、下水道課、総務課、市民福祉課、環境産業課、危機管理課）の職員で構成。
非常体制 1 号配備	82 名	2月 15 日～17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の除雪に多くの時間を要すること、殺到する市民からの問合せに対応するため設置。 ・ 基本的には初期活動本部の対応を継続し、情報収集および連絡活動を主に実施。 ・ 必要に応じて、応急措置などを実施し、状況によって 2 号配備に移行する体制。 ・ 初期活動本部の職員と部課長、関係課の一部職員から構成。
非常体制 3 号配備及び災害対策本部	263 名	2月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の全組織を持って対処する体制。通常の災害対策本部（市長、副市長、教育長および部局長から構成）に市議会議員、一部事務組合の消防長と事務局長（清掃センター）が参加。 ・ 多数の農業用ハウスやカーポートの倒壊、住宅や事業所建物の破損などの被害状況の把握、雪による多数の道路通行不能箇所の啓開、災害時要援護者の見回り等について、市役所内の全組織で対応。
除雪等対策本部	14 名	2月 18 日～24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の災害対策本部（市長、副市長、教育長および部局長）職員で構成。 ・ 市内の道路の除雪、災害時要援護者の対応、孤立集落の解消、農業施設等の被害状況調査などを行うとともに、学校や公民館事業の再開、罹災証明の発行など、復旧について協議・調整。 ・ 職員による除雪隊（234 名）を編成し、主に通学路の除雪を実施。また、要請があった際には災害時要援護者宅の除雪も対応。
災害対策初期活動本部	35 名	2月 24 日～27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪等対策本部の事後処理を行うため設置。 ・ 取組内容や構成については、2 月 14 日～15 日設置の内容と同様。

（出典）本庄市資料より作成

【20140103】復旧・復興体制の構築（埼玉県）

○市町村情報連絡員の配置による市町村支援体制の構築

- ・埼玉県では、災害発生の初動期に被災市町村自らが被害状況を調査し県へ報告することの負担を鑑み、市町村情報連絡員を配置することとしている。
- ・市町村情報連絡員は、市町村役場の近隣に居住する県職員について、事前に1市町村あたり3名程度を割り当てておき、災害時には担当職員が自主的に担当となっている市町村に参集し、各々独自に被害状況や市町村の状況を把握し、県に情報を集約させるもので、年に1回非常参集訓練等を行うなど、実効性を高める工夫もなされてきた。
- ・大雪災害時には、訓練等を通じ、市町村職員と連絡員（県職員）とが旧知の関係を構築できていたことから、円滑な情報収集・県への集約が実現できた。

表 市町村情報連絡員の概要

項目	概要
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・初動時における市町村の状況把握 ・被害状況等の情報収集 ・支援内容の調整
参集基準	（勤務時間外に） <ul style="list-style-type: none"> ・県内に震度6弱以上の地震が発生 ・「東海地震予知情報」が発表 ・相当規模の風水害等が発生若しくは発生が予想される場合
連絡員の指定	近隣に居住する職員を中心に、あらかじめ1市町村あたり3名を指定

（出典）埼玉県「埼玉県における災害対応体制」、埼玉県「平成26年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要」より作成

○群馬県・新潟県との三県防災協定に基づく受援

- ・首都直下地震等を想定した広域応援や、平時からの協力体制の構築を図るため、県では、群馬県、新潟県との三県知事会議において、平成25年1月に三県防災協定を締結した。
- ・本協定に基づき、防災担当課長による連絡会議が設置され、定期的に協定に基づく連携体制構築に係る検討が行われてきた。この検討の中で、従前から応援要請手続き等についても定めていたことから、本協定を根拠として、本県から新潟県に対し応援要請を行い、新潟県および新潟県十日町から除雪に必要な物資の提供を受け、迅速に除雪を行うことができた。
- ・県では、この経験をもとに、大雪等の対応に際し、都道府県間の広域連携体制を一層強化することとしている。

【20140104】道路の除雪作業（本庄市）

○市長からの「呼びかけ」に応じた市民や自主防災組織による自主的な除雪作業の実施

- ・大雪災害を受け、2月17日に市長自ら、防災行政無線を活用して、市民へのお見舞いと市民による自主的な除雪作業の呼びかけを行った。
- ・さらに、自主防災組織が、自治会の広報用スピーカーを用いて地域住民に対し除雪を呼び掛けた。これを受け、農業従事者が多い地域では、トラクター等で除雪が行われたほか、災害時応援協定を締結している企業・団体からは、協定内容に除雪に関する対応は明記されていないものの、除雪の協力を申し出る事業者もみられた。
- ・幹線道路の除雪は市が、生活道路の除雪は市民が実施することとし、市民に対して市ができることとできないことをはっきり伝えることで、緊急事態に直面していることが認識され、市民による自助・共助の活動が展開された。

表 除雪に関する市長からの放送内容（本庄市）

こちらは防災本庄です。市民の皆さま、本庄市長の吉田です。このたびの大雪で、被害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。また、これまでの皆さまの協力に、心からお礼申し上げます。市内の除雪作業は、幹線道路を優先的に行っておりますが、歩道や生活道路まで対応することは難しく、現在、子供たちの通学路の確保をはじめ、市民生活全般に、支障が出ております。市役所も全力で取り組んでおります。ぜひ皆さまも、ご近所、団体、会社などお声かけの上、生活道路や歩道の除雪にご協力をよろしくお願いいたします。

（出典）本庄市資料

【20140105】 検証報告書の作成（埼玉県）

①検証実施の背景

- 大雪災害の対応では、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を実施したが、情報伝達や市町村との意思疎通など、様々な分野で課題が明らかになった今回の大雪対応について検証を行うこととした。

②検証体制

- 平成 26 年 3 月 14 日に庁内関係各課により構成される「大雪庁内検証委員会」を設置した。検証委員会は、3 月 20 日から 5 月末の約 2 ヶ月間で 4 回開催され、大雪災害対応に際しての課題抽出等が主な議題として検討が行われた。

③検証項目

- 大雪災害における県の応急対応について、特に問題及び課題等が生じたと考えられる事項として、大雪庁内検証委員会では下記の項目を抽出し、検証の対象とした。

表 大雪被害の対策体制検証に係る検証項目

- | |
|------------------------------------------------------------------|
| ①情報収集と情報共有
②災害広報のあり方
③災害対応に係る体制
④災害対応や被災者支援
⑤道路機能の確保 |
|------------------------------------------------------------------|

(出典) 埼玉県大雪庁内検証委員会「平成 26 年 2 月 14 日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」

④検証方法

- 検証は、1. 「大雪庁内検証委員会」による課題抽出、2. 秩父郡市市町等へのヒアリング、3. 防災関係機関へのヒアリング、4. 大雪対応についての事例調査の 4 つの手法で構成され、実施された。

表 大雪被害の対策体制検証に係る検証方法

1. 大雪庁内検証委員会による課題抽出

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①第 1 回検証委員会
・日時 平成 26 年 3 月 20 日（木） 午前 10 時 30 分～11 時 40 分
・場所 危機管理防災センター 第 2 災害対策室
・議題 平成 26 年 2 月 14 日からの大雪による被害状況と対応について
課題の洗い出しと意見交換について
今後の進め方について |
| ②第 2 回検証委員会
・日時 平成 26 年 3 月 28 日（金） 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
・場所 危機管理防災センター 本部会議室
・議題 ヒアリング中間報告及び課題の整理 |
| ③第 3 回検証委員会
・日時 平成 26 年 4 月 18 日（金） 午後 3 時 30 分～5 時 00 分
・場所 危機管理防災センター 本部会議室
・議題 ヒアリング結果及び課題への対応の方向性の検討 |
| ④第 4 回検証委員会
・日時 平成 26 年 5 月 28 日（水） 午前 9 時 30 分～11 時 00 分
・場所 危機管理防災センター 本部会議室
・内容 検証結果とりまとめ |
| ⑤アドバイザーからの助言
・東北大学災害科学国際研究所 丸谷浩明教授（県防災会議委員）から課題への対応の方向性等について助言を受けた |

イ 秩父郡市市町等（災害救助法適用市町村）へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> 消防防災課職員が訪問し、各市町における今回の大雪についての応急対応の状況等についてヒアリングを行った。 <p>■日程</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月17日（月） 長瀬町、横瀬町 18日（火） 秩父市、皆野町 27日（木） 小鹿野町 5月26日（月） 飯能市、神川町
ウ 防災関係機関へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第32普通科連隊、熊谷地方气象台、ライフライン事業者にヒアリングを行った。 <p>■日程</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月19日（水）※ NTT東日本、東京電力、JR東日本 平成25年度第2回埼玉県防災会議 4月10日（木） 熊谷地方气象台、NTTドコモ 16日（水） 陸上自衛隊第32普通科連隊
エ 大雪対応についての事例調査
<ul style="list-style-type: none"> 今回の大雪の除雪対応に当たって除雪に関する協力を得た新潟県に対し、大雪への対応についてヒアリングを行った。

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」より作成

⑤検証の流れ

- 大雪の応急対応における検証の流れとして、関係各課から課題を抽出し、市町村や関係機関へのヒアリングを実施した。その後、アドバイザー（県防災会議委員）との意見交換や参考となる事例調査（新潟県）を経て、課題の分析や対応の方向性を整理し、とりまとめを行った。その結果は、庁内各部局への照会を経て、地域防災計画へ反映された。
- 大雪庁内検証委員会は、平成26年3月から5月にかけて4回開催された。

<検証の流れ>

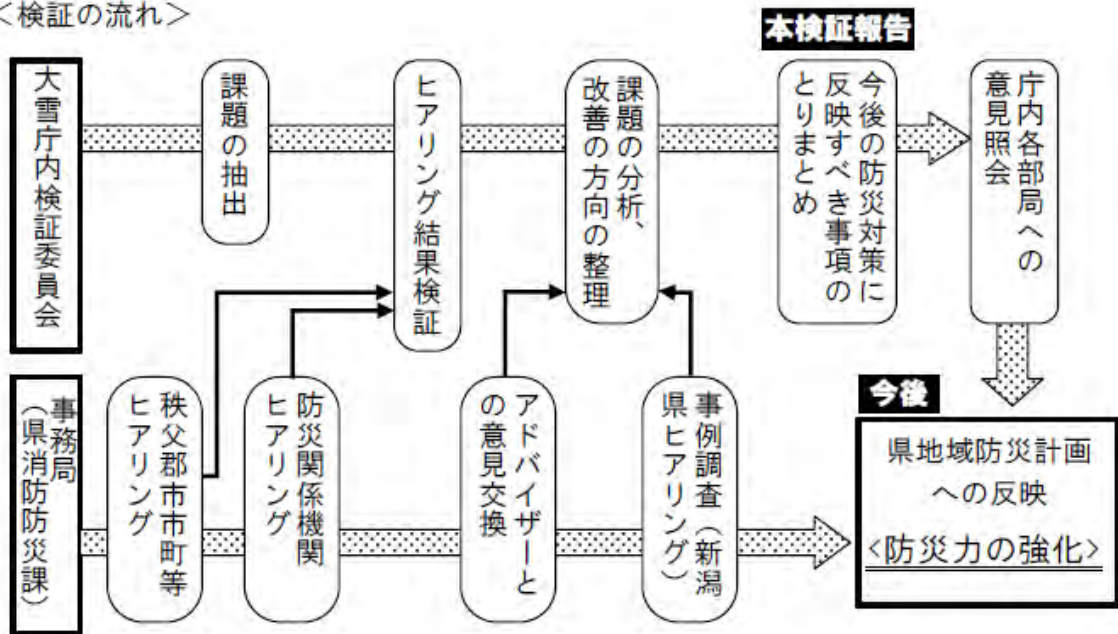


図 検証の流れ

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」

表 大雪庁内検証委員会の開催状況

回	日時	議題
第1回	平成26年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月14日からの大雪による被害状況と対応について 課題の洗い出しと意見交換について 今後の進め方について
第2回	平成26年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング中間報告及び課題の整理
第3回	平成26年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング結果及び課題への対応の方向性の検討
第4回	平成26年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> 検証結果とりまとめ

(出典) 埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」より作成

⑥検証報告書の構成

- 検証結果については5つの検証項目ごとに章立てがなされ、各項目について、状況整理（大雪対応の取組内容）、問題点の検証、改善の方向性等について整理した。

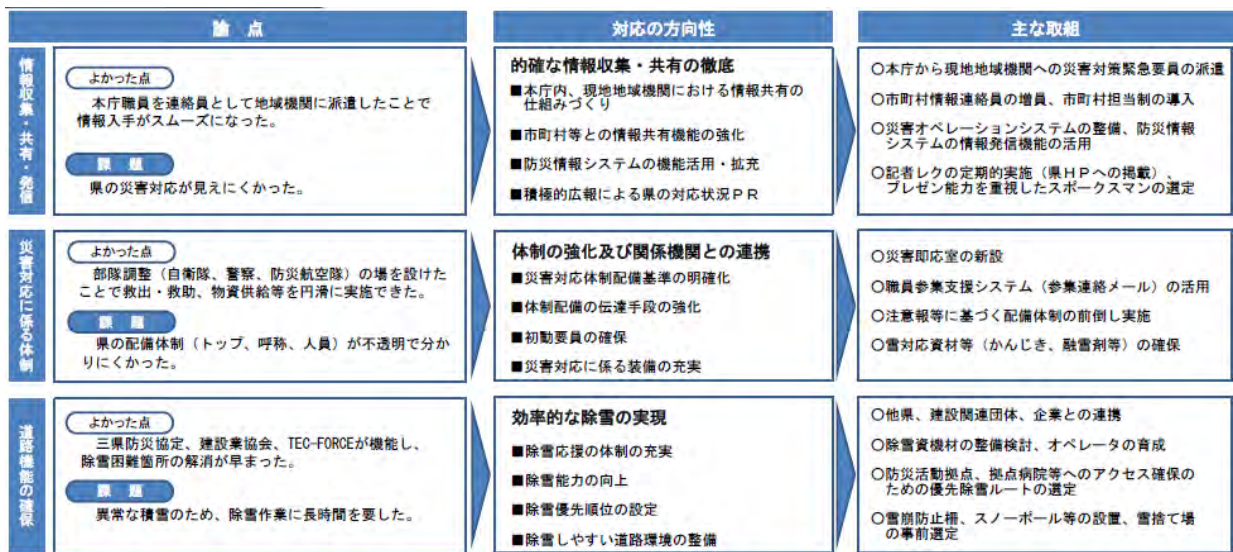


図 大雪の検証結果の主な論点と対応の方向性および主な取組

(出典) 埼玉県「大雪の検証結果と今後の対応について」

⑦検証報告書の結果に基づく地域防災計画の改正

- 大雪庁内検証委員会による検証結果を踏まえて、平成26年12月に県全体の防災力の向上を図る観点から、地域防災計画の一部について、改正を行った。
- 具体的には、県・市町村が実施すべき事項に加え、県民の役割を加え、県民、市町村、県各々が実施すべき事項を主体別に整理した。

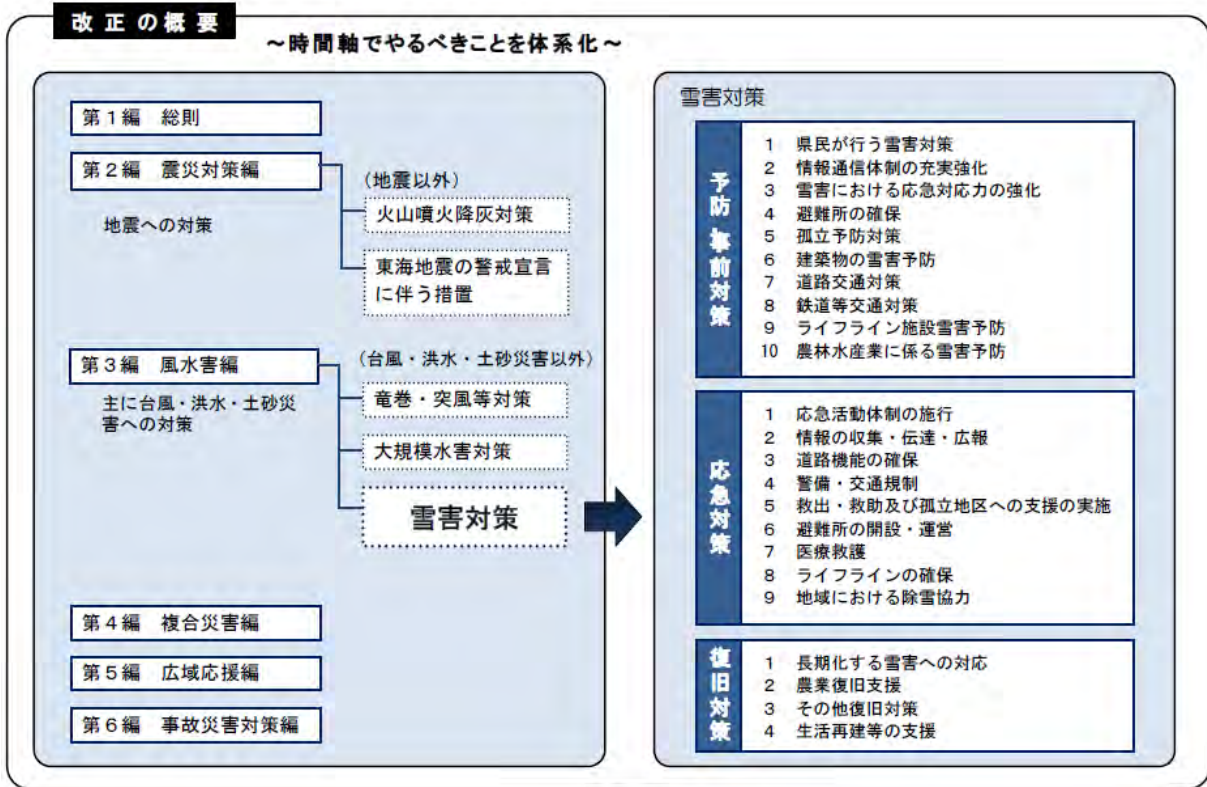


図 雪害対策に関する地域防災計画の改正の概要

(出典) 埼玉県「埼玉県地域防災計画の改正について」

【20140106】 農業者の営農継続支援（本庄市）

○農業者への資金確保支援

- ・ 市では、雪により倒壊した農業用施設等の再建の支援にあたり、農林水産省の補助事業「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用することとし、農業者への被災による影響や負荷を軽減させるための支援を実施した。
- ・ 本事業の活用により、386 経営体に対して助成を行い、2,179 棟の農業用鉄骨ハウス、パイプハウス、畜舎等の再建が行われた。
- ・ 本事業については、市ホームページや広報紙等で周知を行い、利用を促したり、農業者等を対象に制度に関する認知度を高めた。
- ・ 補助制度の活用にあたっての今後の課題として、申請から支払、現地確認等の事務作業の負担が非常に大きいことから、事前に対応を協議しておくことが必要である。

表 被災農業者向け経営体育成支援事業の概要

項目	概要
助成対象者	次の要件を満たした農業者 ① 平成 25 年度の大雪被害により農産物の生産に必要な施設等が被害を受けたことについて、市町村長から証明を受けていること ② 今後も営農を継続すること
対象となる事業内容	被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理
助成率	以下の定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用を比較し、いずれか低い額（うち国 1/2、地方公共団体 1/2） (1) 被覆材がガラスのハウス 1,200 円/㎡ (2) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス 880 円/㎡ (3) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス 290 円/㎡ (4) 畜舎 4,500 円/㎡ (5) 自力撤去 110 円/㎡ (6) その他の施設 (1)～(5)に準じる (例えば、果樹棚は(3)又は(5)、農作業用施設は(4)) (7) 市町村特認単価（次のような理由で、上記助成単価を超えることがやむを得ない場合、市町村は都道府県と協議の上助成単価を決めることができますので、市町村にご相談ください（自力撤去以外）） ① 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。 ② 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。 ③ 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。 ④ 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。 ⑤ 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。

（出典）農林水産省「被災農業者向け経営体育成支援事業パンフレット～大雪被害対策の実施について～」

事例コード | 201402

2014年（平成26年） 8月19日からの豪雨災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

① 豪雨の発生状況

平成 26 年 7 月 31 日から 8 月 11 日にかけて、台風第 12 号及び台風第 11 号が相次いで日本列島に接近したこと、また 8 月上旬から 26 日にかけて、前線が日本付近に停滞し、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続したことにより、全国で大雨の降りやすい天候が続き、多くの地域で記録的な大雨が発生した。

広島市では、バックビルディング現象（次々と発生した積乱雲が一系列に並び集中的に雨が降り続く現象）によるものと推測される局所的な集中豪雨が 8 月 20 日未明から続き、安佐北区では 1 時間の雨量が最大 121 mm、24 時間累積で最大 287 mm と観測史上最大となり、安佐南区においても 1 時間の雨量が最大 87 mm、24 時間累積で最大 247 mm の雨量が観測された。

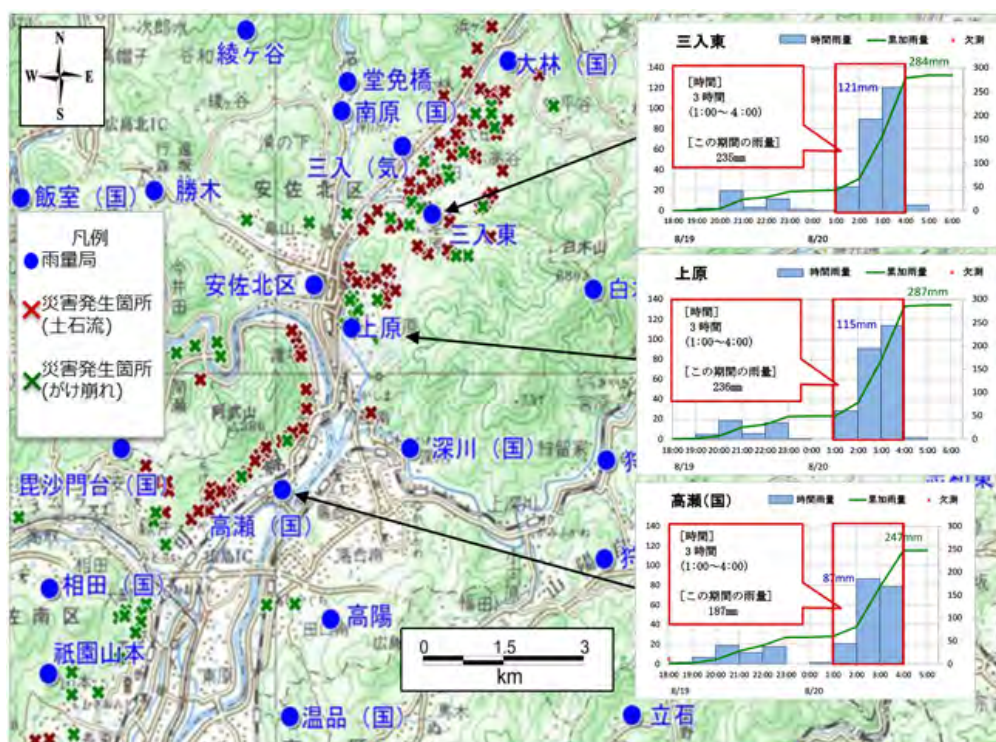


図 広島市における雨量観測局雨量データ

(出典) 広島市ウェブサイト「平成26年8月20日豪雨災害の概要」

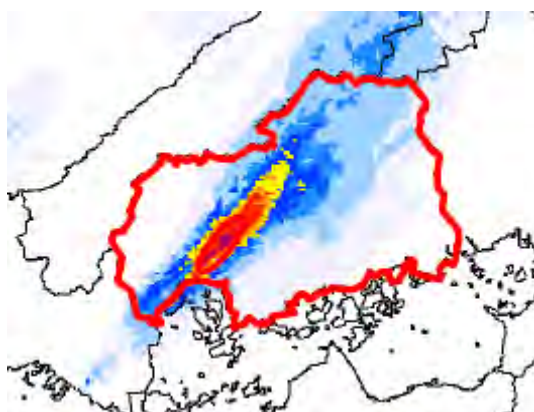


図 広島市における解析雨量画像（8月20日午前3時）

(出典) 内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

②避難状況

広島市安佐南区、安佐北区に発令された避難勧告により、最大で68,813世帯、約16万4千人が対象となった。

表 避難勧告等の発令地域（平成26年8月20日～24日）

区	地域	対象世帯数 (世帯)	対象人数 (人)	
安佐南区	避難勧告	八木、梅林、緑井、山本、長東西、伴、伴東	23,782	58,228
	避難指示	八木三丁目、八木四丁目、八木町渡場、緑井七丁目の各一部	467	1,153
安佐北区	避難勧告	可部南、可部、三入、三入東、大林、口田東、口田、落合、深川、亀崎、真亀、倉掛、落合東、井原・志屋、亀山、亀山南	45,031	105,880
	避難指示	可部東二丁目、可部東六丁目、可部町桐原、三入四丁目	1,408	3,474
計	避難勧告		68,813	164,108
	避難指示		1,875	4,627

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

③被害状況

広島市内で土石流107箇所、がけ崩れ59箇所の計166箇所で土砂災害が発生し、死者77名(うち関連死3名)、負傷者68名の人的被害をもたらした。

建物(住家)被害は、全壊棟数は179棟、半壊棟数は217棟を含む合計4,749棟で、特に集中的に被害を受けた安佐南区山本地区から安佐北区大林地区に至る帯状の地域では、鉄道やライフラインに甚大な被害が発生した。被害額では、一般資産等・公共土木施設・公益事業等で総額415億円、林野関連で68.5億円に上る。

表 8月19日からの大雨等による広島県における被害状況(平成29年3月現在)

区分	細分	被害額	
人的被害(人)	死者	77	
	負傷者	68	
住家被害(棟)	全壊	179	
	半壊	217	
	一部破壊	189	
	床上浸水	1,084	
	床下浸水	3,080	
避難勧告・避難指示 (世帯・人)	避難勧告	68,813	
	避難指示	1,875	
	避難人数(最大)	2,354	
土砂災害(箇所)	土石流	107	
	がけ崩れ	59	
公共土木施設(件)	道路・橋梁	667	
	河川堤防	412	
ライフライン被害 (戸数・被害箇所)	電気(停電・ピーク時戸数)	7,100	
	水道(断水・ピーク時戸数)	2,662	
	下水道(被害箇所)	48	
林野関係被害 (箇所・ha)	林地荒廃(箇所)	105	6,593百万円
	治山施設(箇所)	1	50百万円
	林道施設(箇所)	50	189百万円
	森林被害(ha)	45	18百万円
	合計	156	68.5億円

(出典) 国土交通省「平成26年8月豪雨による広島県で発生した土砂災害への対応状況」(平成26年10月31日時点)、広島市ウェブサイト「平成26年8月20日豪雨災害の概要」(平成27年3月)、広島市「平成28年6月22日 災害関連死の認定について」(平成28年6月)、国土交通省「平成26年の水害被害額(確報)を公表」(平成28年3月)、林野庁「平成26年 広島県豪雨災害による林野関係被害(確定報)」(平成27年3月)等より作成



図 広島市における土砂災害の状況

(出典) 気象庁「災害時気象速報 平成26年8月豪雨」(平成26年11月17日)

④主な災害箇所(広島市)

- ・ 主な災害箇所は、安佐南区の八木・緑井地区、山本地区、安佐北区の可部東地区、三入南・桐原地区、大林地区の5地区である。

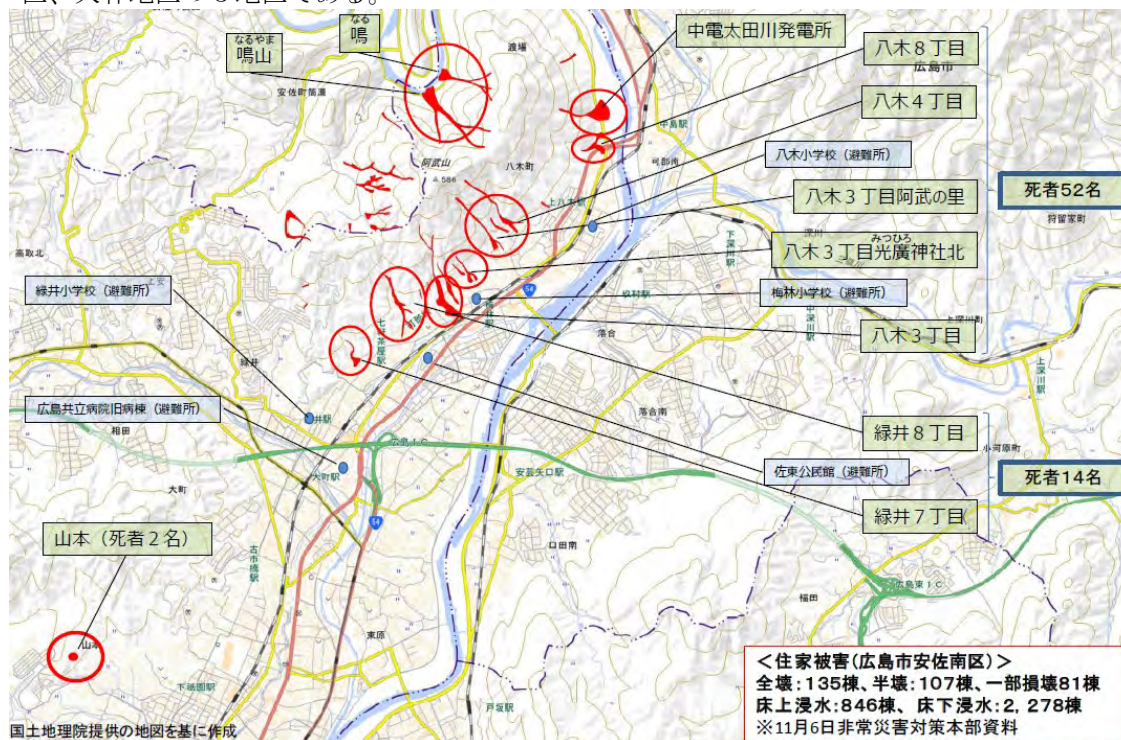


図 被災箇所(広島市安佐南区)

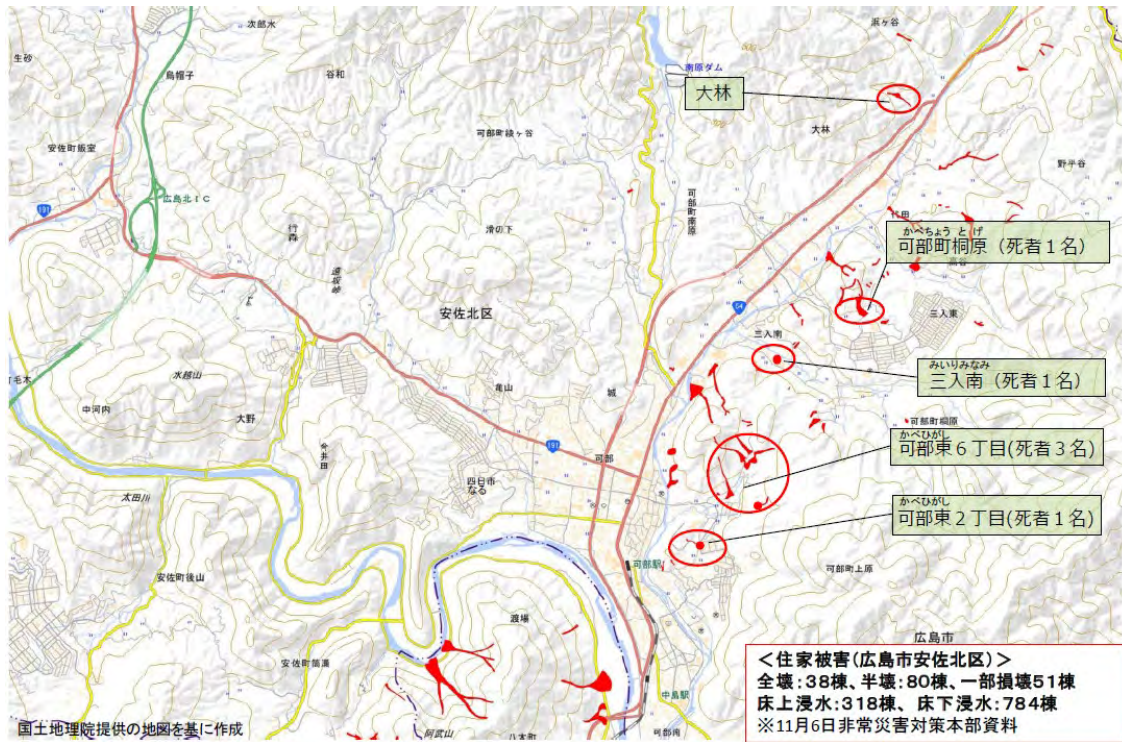


図 被災箇所（広島市安佐北区）

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

（２）災害後の主な経過

8月20日未明の豪雨により、土砂災害の発生を受け、広島市に災害対策本部が設置された。その後広島市安佐北区・安佐南区の一部で避難勧告が出されたことを受け、自衛隊に災害派遣要請、広域緊急援助隊の派遣指示がなされた。また、広島県は、広島市に対する災害救助法の適用を決定した。

一方、国は同日被災者生活再建支援法の適用を決定し、政府現地対策本部を設置した。なお、本災害は激甚災害として指定された。

表 災害後の主な経過（広島市・広島県・政府の取組状況）

年	月日	広島市・広島県の対応	政府の対応
平成 26年	8月20日	3:00～3:30 土砂災害が発生	
		3:30 広島市災害対策本部設置	
		4:15 安佐北区の一部に避難勧告	
		4:30 安佐南区の一部に避難勧告	
		6:30 広島県知事から自衛隊に災害派遣要請	
		6:40 警察が広域緊急援助隊派遣指示 広島県が広島市に災害救助法適用	13:40 政府現地対策室設置 被災者生活再建支援法適用
	8月21日	罹災証明書交付開始	
	8月22日		非常災害対策本部設置 政府現地対策本部設置
	8月31日	安佐北区全域、安佐南区山本・長東西の避難勧告解除	
	9月2日	安佐南区八木・緑井地区について一部を除き避難勧告解除	
9月5日		激甚災害指定（閣議決定）	
9月11日	自衛隊災害派遣終了		

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

2. 災害復興施策事例の索引表

201402	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備				【20140201, p183】	(広島市)		
施策2：復興計画の作成						【20140202, p186】	(広島市)
施策3：広報・相談対応の実施						【20140203, p191】	(広島市)
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建						【20140204, p192】	(広島市)
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧						【20140205, p192】	(広島市)
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興						【20140206, p193】	(広島市)
施策4：文化の再生						【20140207, p194】	(広島市)
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【20140201】復旧・復興体制の構築（広島市）

①計画検討体制

- 平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害で被災した地区について、まちの将来像を踏まえた「復興まちづくりビジョン（以下、「復興ビジョン」と表記）」を策定し、復興ビジョンに基づき、安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「豪雨災害復興まちづくり本部（以下、「復興まちづくり本部」と表記）」が設置された（平成 26 年 10 月 7 日）。
- 復興まちづくり本部は、市長を本部長、副市長を副本部長として、関連する 6 局長（都市整備局長、都市整備局指導担当局長、道路交通局長、下水道局長、消防局長、水道局長）および 2 区長（安佐南区長、安佐北区長）の本部員 10 名と、事務局（都市整備調整課）で構成された。

表 復興まちづくり本部構成員

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	都市整備局長 都市整備局指導担当局長 道路交通局長 下水道局長 安佐南区長 安佐北区長 消防局長 水道局長
事務局	都市整備局都市整備調整課（復興まちづくり担当）

（出典）広島市「平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱」（平成 26 年 10 月）

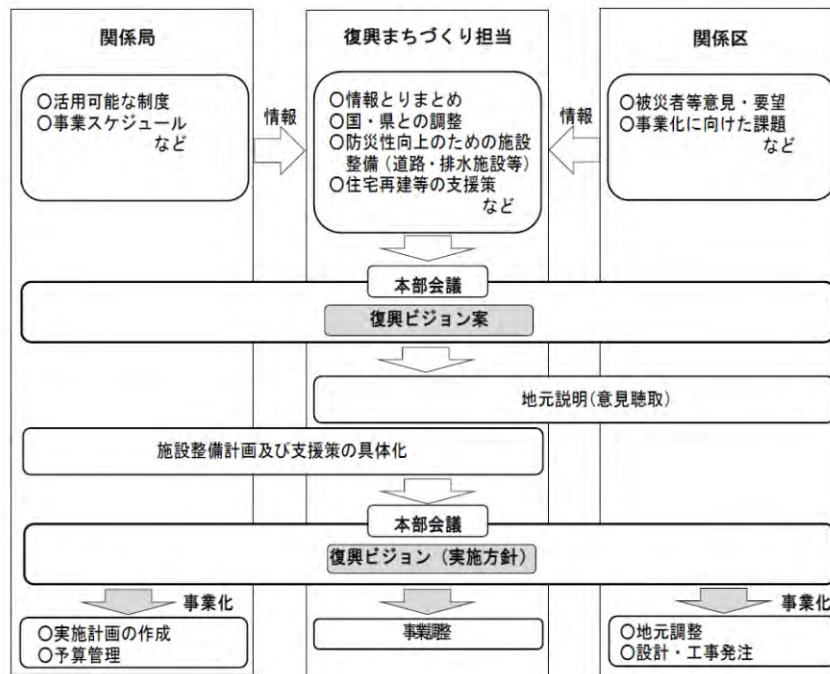


図 復興まちづくり本部の連携体制

（出典）広島市復興まちづくり本部第 1 回会議資料（平成 26 年 10 月）

(目的)

第1条 平成26年8月20日の豪雨災害で被災した地区(以下、「被災地区」という。)について、まちの将来像を踏まえた復興まちづくりビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、ビジョンに基づき安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョンの策定及び推進に関すること。
- (2) 被災地区の防災性向上のための道路等施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 被災地区の住宅再建等に向けた支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部会議を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、荒本副市長、西藤副市長の順序により、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に掲げる者以外の者を本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討会議)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、関係課長等による検討会議を開催する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、都市整備局都市整備調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

図 復興まちづくり本部設置要綱

(出典) 広島市「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱」(平成26年10月)

②事業推進体制

- ・ 復興まちづくり事業の推進体制として、都市整備局内の都市整備調整課に復興まちづくり担当を設置（平成 27 年 4 月に復興まちづくり係に改編）し、あわせて、都市整備局内に復興工事事務所が設置された（平成 28 年 4 月に部相当に組織改編）。
- ・ 役割分担として、都市整備調整課復興まちづくり担当が復興まちづくりに係る総合調整を行い、各地区の復興事業については、復興工事事務所及び各区役所が分担した。
- ・ また、国の直轄砂防事業に係る地域住民との調整支援や、土砂災害警戒区域等の指定・指定後の周知等に係る調整、急傾斜地崩落防止対策事業の推進は下水道局が行った。

表 復興まちづくり事業の推進体制

部署		内容
都市整備局	都市整備調整課復興まちづくり係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくりに係る総合調整に関すること。
	復興工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八木・緑井地区及び可部東地区における都市計画道路（長束八木線、川の内線、可部大毛寺線及び高陽可部線に限る。）の事業計画及び建設に関すること。 ・ 八木・緑井地区並びに可部東地区、三入南・桐原地区及び大林地区における道路等の新設工事及び改良工事（復興まちづくりに係るものに限る。）に関すること。 ・ 八木・緑井地区並びに可部東地区、三入南・桐原地区及び大林地区における河川の改良工事（復興まちづくりに係るものに限る。）に関すること。 ・ 復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償に関すること。 ・ 復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の登記に関すること。 ・ 復興工事事務所の所掌に属する事業用代替地の取得、管理及び処分に関すること。 ・ 復興工事事務所の庶務に関すること。
安佐南区役所	地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本地区における道路等の新設工事及び改良工事に関すること。 ・ 山本地区における河川の改良工事に関すること。
下水道局	河川課 砂防事業推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の防災及び急傾斜地の崩壊防止に関すること。 ・ 土砂災害防止対策に関する調査、企画及び総合調整に関すること。 ・ 土砂災害防止対策の推進に関すること。

（出典）広島市「広島市事務組織規則」を元に作成

【20140202】 復旧・復興計画の策定（広島市）

①検討の経緯と計画の構成

○検討の経緯

- ・ 災害発生後の10月以降、2ヶ月に1回の頻度で本部会議を開催し、復興ビジョンの検討を行った。
- ・ 並行して、復興ビジョン案に関する地元説明（意見聴取）を、面談形式で実施し、住民意見を復興ビジョンに反映した（住民合意形成の詳細については、「③住民合意形成の概要およびポイント」を参照）。
- ・ これらを踏まえ、平成27年3月25日に開催した第4回本部会議において、復興ビジョンを策定・公表した。

表 復興まちづくりビジョン策定の経緯

日時	経緯
平成26年8月20日	豪雨災害発生
平成26年8月26日	国、県及び市による応急復旧連絡会議設置
平成26年9月5日	国、県及び市で応急復旧計画を公表
平成26年9月7日～12日	応急復旧計画等の地域説明会開催
平成26年9月19日	国及び県が砂防堰堤等の緊急事業の実施を決定
平成26年10月7日	平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部設置
平成26年10月10日	第1回本部会議 (復興まちづくりビジョンの策定決定)
平成26年12月2日	第2回本部会議、復興ビジョン案(第1版)公表
平成26年12月5日 ～平成27年1月25日	地元説明会の開催
平成27年2月6日	第3回本部会議、復興ビジョン案(第2版)公表
平成27年2月15日～3月9日	地元説明の実施
平成27年3月25日	第4回本部会議、復興ビジョン案(第3版)取りまとめ → 復興ビジョン策定・公表

(出典) 広島市ホームページ「8.20 土砂災害の応急復旧に関する計画及び進捗状況について」及び「『復興まちづくりビジョン』の取組について」「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

○計画の位置づけ

- ・ 復興ビジョンは、市の総合計画である基本構想や基本計画の下位計画として位置づけられるとともに、都市計画マスタープラン、地域防災計画などに即するものとして位置づけられている。



図 復興まちづくりビジョンの位置づけ

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

○計画の体系・特徴

- ・ 復興ビジョンでは、災害に強い安全なまちを実現するための基本的な施策として、国・県による①砂防堰堤等の整備、市による②避難路の整備、③雨水排水施設等の整備、④住宅再建の支援の4つの施策を掲げており、これらの施策を踏まえ、地区別の復興まちづくりの方向性を示すとともに、復興まちづくり期間内に取り組む施設整備等が示されている。
- ・ 復興ビジョンは、復興まちづくりに関する実施方針を示すものであり、施設整備に加え被災者の住宅再建の支援に関する施策等、ソフトの取組も含めて位置づけている点が特徴である。

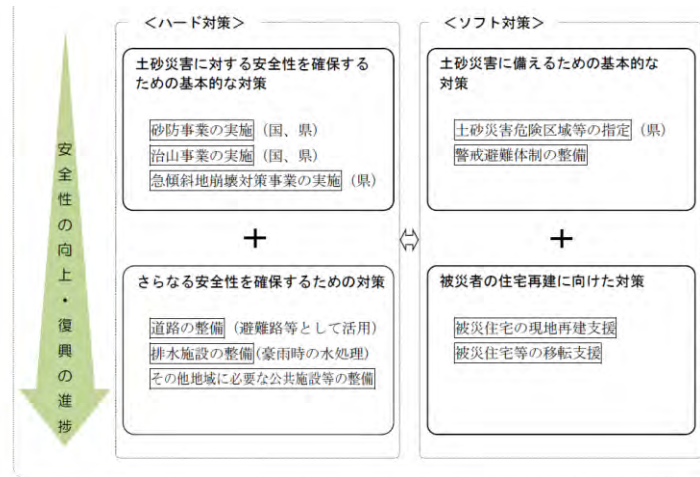


図 復興まちづくりビジョンのイメージ

(出典) 広島市復興まちづくり本部第1回会議資料 (平成26年10月)

<p>1 平成26年8月20日豪雨災害の概要</p> <p>(1) 地形・地質 ----- 1</p> <p>(2) 豪雨 ----- 2</p> <p>(3) 被災状況 ----- 4</p> <p> ア 人的被害</p> <p> イ 物的被害</p> <p> ウ ライフライン被害</p> <p>(4) 避難勧告等の状況 ----- 5</p> <p>2 復興まちづくりビジョンの基本事項</p> <p>(1) 目的 ----- 6</p> <p>(2) 対象範囲 ----- 6</p> <p> ア 対象とする地区</p> <p> イ 対象とする施策</p> <p>(3) 期間 ----- 7</p> <p>(4) 位置付け ----- 7</p> <p>3 復興まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 基本的考え方 ----- 8</p> <p>(2) 基本ツール ----- 8</p> <p> ア 砂防堰堤等の整備</p> <p> イ 避難路の整備</p> <p> ウ 雨水排水施設等の整備</p> <p> エ 住宅再建の支援</p> <p>(3) 復興まちづくりのイメージ ----- 8</p> <p>4 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の確立</p> <p>(1) 区域指定の考え方 ----- 9</p> <p>(2) 今後の区域指定の方針 ----- 10</p> <p>(3) 指定区域の公表 ----- 10</p> <p>(4) 警戒避難体制の確立 ----- 10</p>	<p>5 地区別の方向性</p> <p>(1) 安佐南区八木・緑井地区 ----- 13</p> <p>(2) 安佐南区山本地区 ----- 18</p> <p>(3) 安佐北区可部東地区 ----- 22</p> <p>(4) 安佐北区三入南・桐原地区 ----- 26</p> <p>(5) 安佐北区大林地区 ----- 30</p> <p>6 住宅再建等への支援</p> <p>(1) 住宅被害の概要 ----- 34</p> <p>(2) 住宅再建への支援 ----- 34</p> <p>(3) 住宅再建支援の枠組み ----- 34</p> <p>(4) 地元施設への支援 ----- 36</p> <p>7 協働のまちづくり</p> <p>(1) 継続的な地域の防災力向上 ----- 37</p> <p>(2) 防災・減災まちづくりの推進 ----- 39</p> <p>(3) 実施体制 ----- 41</p> <p>8 今後の防災・減災まちづくりの展開</p> <p>(1) 災害の教訓等を生かした防災・減災まちづくり ----- 42</p> <p>(2) 防災・減災を支える施設整備等の促進 ----- 43</p> <p>(3) 危機管理に係る組織体制の整備 ----- 43</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

図 復興まちづくりビジョンの構成

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

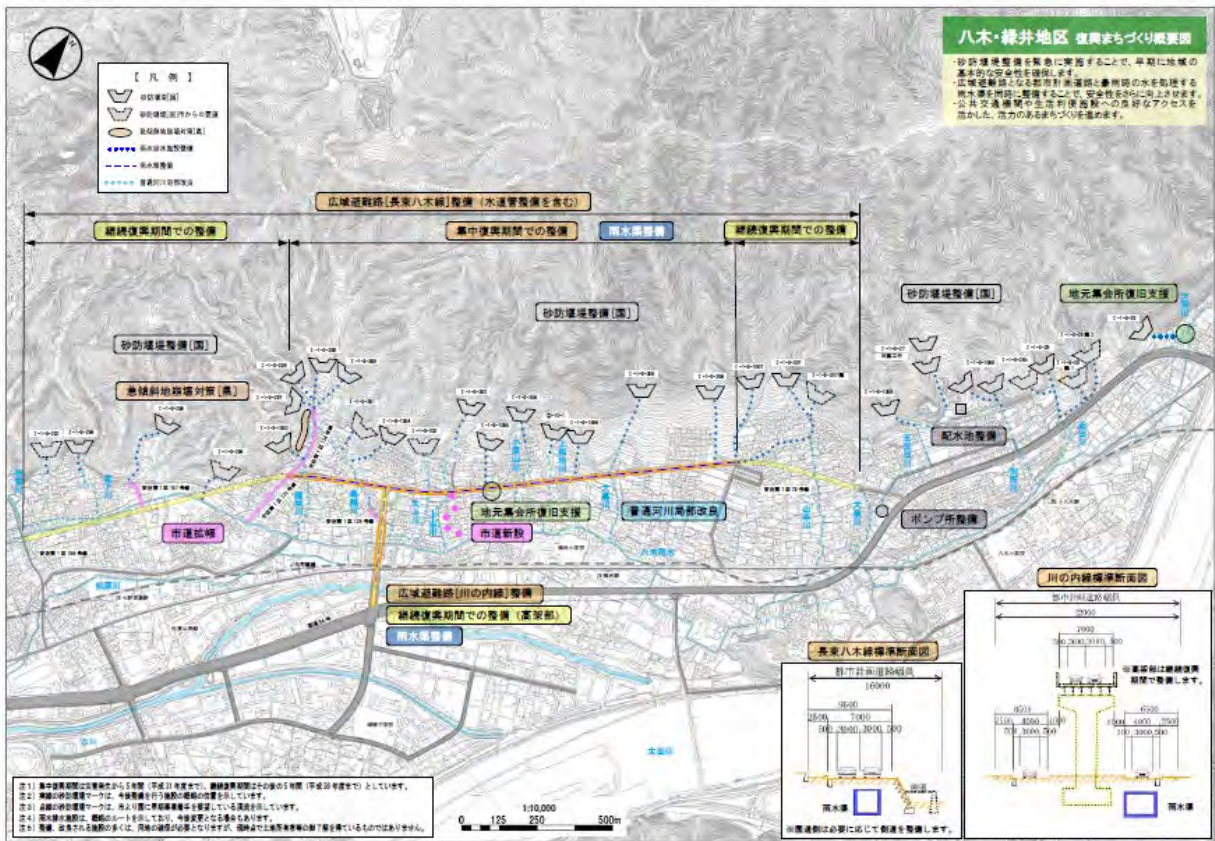


図 地区別のまちづくりの方向性の例：地区別復興まちづくり概要図（八木・緑井地区）

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

○計画の対象地区

- 対象地区は、家屋等が広範囲にわたって被害を受けた安佐南区の八木・緑井地区、山本地区、安佐北区の可部東地区、三入南・桐原地区、大林地区の 5 地区とした。



図 復興まちづくりビジョンの対象地区

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

○計画期間

- ・ 復興ビジョンの期間は、災害発生から概ね10年間（平成36年度まで）と設定された。このうち、前期5年間（平成27～31年度）を「集中復興期間」とし、被災家屋の再建を支援するとともに防災・減災のための骨格となる基盤施設の緊急整備を進める期間とし、後期5年間（平成32～36年度）を「継続復興期間」として、引き続き施設整備等を進める期間とした。



図 復興まちづくりビジョンの計画期間

（出典）広島市「復興まちづくりビジョン」（平成27年3月）

②検討体制

○検討体制

- ・ 「【20140201】復旧・復興体制の構築（広島市）」を参照。

○関係部局区との調整・とりまとめ

- ・ 復興ビジョンの策定にあたっては、都市整備調整課が事務局として、関係部局・区との調整・取りまとめを行った。
- ・ 住民意向の把握は区が主導して実施し、都市整備調整課が取りまとめを行った。

③住民合意形成の概要およびポイント

○復興ビジョン案を更新する毎に住民説明会を開催

- ・ 復興まちづくり本部会議に諮られた復興ビジョン案を更新する毎に、住民説明会を開催し、都度住民の合意形成を得ながら復興ビジョンの策定が進められた。

○復興ビジョン案（第1版）に関する意向把握

- ・ 自治会別に実施された国の実施事業の説明会に同行する形で、復興ビジョン案（第1版）について、平成26年12月5日～平成27年1月25日の間で地元説明会を行った。
- ・ 説明会は、安佐南区で8地区別に6会場で開催され、住民660名が参加し、安佐北区で5地区別に5会場で開催され、住民310名が参加し、あわせて970名が参加した。

○復興ビジョン案（第2版）に関する意向把握

- ・ 復興ビジョン案（第2版）については、より身近に対話するため面談形式で、平成27年2月15日～平成27年3月9日の間で地元説明会を行った。
- ・ 説明会は、安佐南区では2会場で開催され住民206名が参加し、安佐北区では2会場で開催され住民113名が参加し、あわせて319名が参加した。
- ・ 具体的住民の意見の内容として、都市計画道路及び、市道の拡幅等、雨水排水、堰堤の整備、その他復旧等に関する意見が半数以上を占めた。また、避難体制や土砂災害警戒区域等に関するソフト対策の意見もみられた。

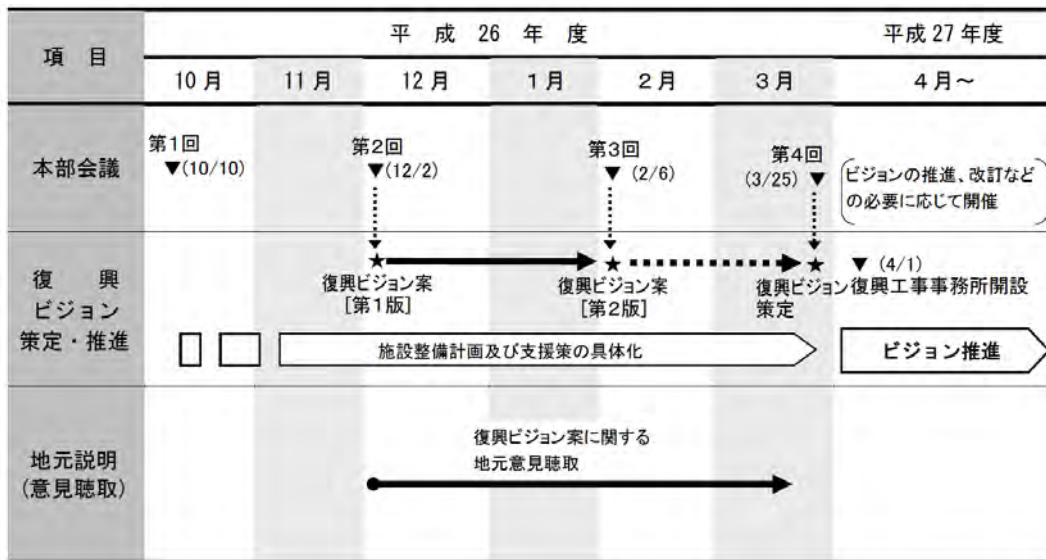


図 復興まちづくり本部会議開催スケジュールと住民合意形成の状況

(出典) 広島市ウェブサイト

【復興まちづくりビジョン案(第1版)に関する
地元説明会の開催状況】

ア 開催状況(平成26年12月5日～平成27年1月25日)

(ア) 安佐南区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
緑井七丁目	八敷福祉会	12月5日(金)	八敷会館	100名
下細野	下細野自治会	12月6日(土)	下細野会館	15名
八木三丁目	上市の坪自治会	12月10日(木)	梅林小学校	八木ツインコーポ自治会
	第一市の坪自治会			
	第二市の坪自治会			
	上築地町内会			
	八木住宅町内会			
	小原自治会			
	小原山町内会			
八木四丁目	梅林県営住宅自治会	12月15日(月)	梅林小学校	山手町内会
	ミナスヒルズ八木グループ			
	緑井上組町内会			
	別所第一区自治会			
	別所第二区自治会			
別所	別所第一自治会	12月18日(木)	八木小学校	細田自治会
	追細町内会			
上細野	上細野自治会	1月10日(土)	下細野会館	追細町内会
	煙組自治会			
山本	山下宮下自治会	1月10日(土)	丸子集会所	山本西中組自治会
	グロウヒルズ鶴岡山本自治会			
	山本西中組自治会			
	山本西下組自治会			
合 計				660名

(イ) 安佐北区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
大林	大林学区内各自治会	1月14日(木)	大林集会所	40名
可部	可部学区内各自治会	1月17日(土)	安佐北区総合福祉センター	110名
三入	三入学区内各自治会	1月22日(木)	三入公民館	50名
三入東	三入東学区内各自治会	1月25日(日)	桐蔭台コミュニティセンター	40名
可部南	可部南学区内各自治会	1月25日(日)	可部福祉センター	70名
合 計				310名

【復興まちづくりビジョン案(第2版)に関する
地元説明会の開催状況】

ア 開催状況(平成27年2月15日～平成27年3月9日)

(ア) 安佐南区

地区	開催日	開催時間	会場	出席者
山本	2月15日(日)～2月16日(月)	10時～17時	丸子集会所	26名
八木・緑井	3月5日(木)～3月9日(月)	10時～17時	佐東公民館	180名
合 計				206名

(イ) 安佐北区

地区	開催日	開催時間	会場	出席者
大林、三入南・桐原	2月20日(金)～2月23日(月)	10時～17時	三入公民館	78名
可部東	2月27日(金)～3月2日(月)	10時～17時	可部福祉センター	35名
合 計				113名



写真 資 8-1 地元説明の様子(山本地区)
市職員が丸子集会所において面談方式により説明・意見聴取を行いました。



写真 資 8-2 地元説明の様子(八木・緑井地区)
市職員が佐東公民館において面談方式により説明・意見聴取を行いました。

図 復興まちづくりビジョンに関する住民説明会開催状況

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

④住民主体のまちづくりの推進に向けた支援の取組

- 市は、被災地の町内会等からの要請に応じて、コンサルタント派遣等を行うとともに、市職員もワークショップに参加して運営をサポートするなど、地域が主体となって取り組む復興まちづくりプランの作成を支援し、地域と一体となったまちづくりに取り組んでいる。
- 安佐南区では、復興まちづくりプランの作成を予定している梅林学区社会福祉協議会からの要請を受け、市は平成 27 年 10 月から地元へコンサルタントを派遣し、復興まちづくり協議会の設立に向けた支援を行った。現在も引き続いてコンサルタント派遣等を行うなど、復興まちづくりプランの作成に向けた支援を行っている。
- 安佐北区では、復興まちづくりプランの作成を予定している新建自治会からの要請を受け、市は平成 28 年 5 月から地元へコンサルタントを派遣し、復興まちづくりプランの作成に向けた支援を行い、平成 29 年 3 月に復興まちづくりプランが市へ提出された。

⑤実施上の課題

- 国・県との調整の必要性
 - 砂防堰堤、避難路、雨水排水施設等の整備などの取組について、実施主体が多岐にわたることから、国・県との実施内容の確認・調整が必要となった。

【20140203】生活再建に関する相談窓口の設置（広島市）

- 広島県災害復興支援士業連絡会との協定締結・被災者生活再建相談窓口の設置
 - 復興ビジョン策定（平成 27 年 3 月 25 日）後、都市整備局で生活再建に関する支援方策を検討するなかで、専門的な知見を必要とする相談内容が多くみられた。
 - このため、本市は、弁護士、税理士、司法書士等をはじめとした専門家連絡会である広島県災害復興支援士業連絡会と平成 27 年 7 月末に協定を締結し、公民館等に専門家を派遣し、個別に相談対応を行う被災者生活再建相談窓口を設置した。相談費用は無料で、派遣に伴う経費は市が負担している。
 - 被災者からの相談内容として、都市計画道路の整備に伴う移転補償金に対する課税に係る相談など、専門的な内容が多い。

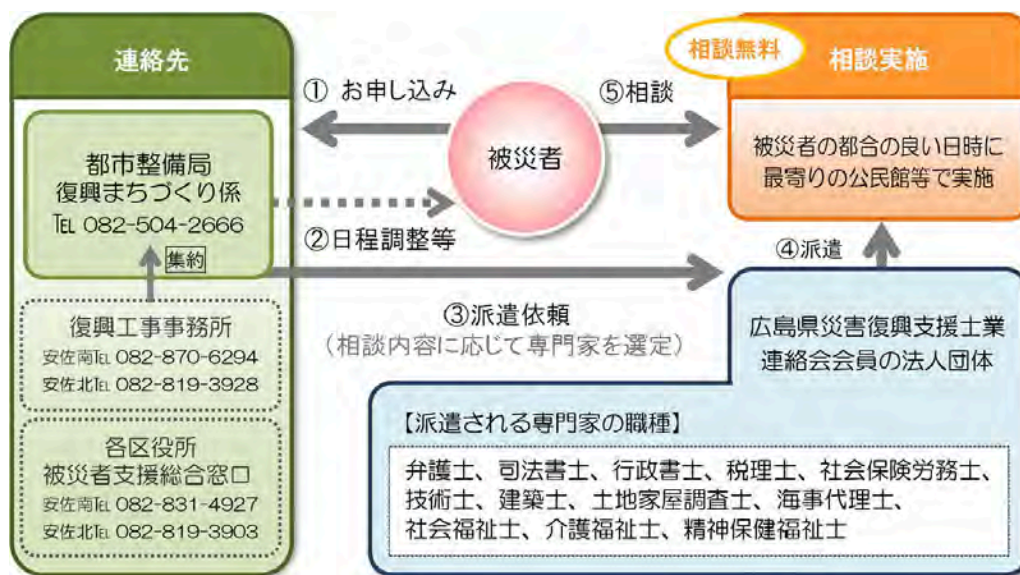


図 被災者生活相談窓口の概要

(出典) 広島市ウェブサイト（平成 29 年 3 月 11 日現在）

【20140204】被災者住宅再建に係る支援（広島市）

○住宅再建支援に係る相談窓口：「住まいの確保コンシェルジュ」の設置

- 被災地の復旧・復興事業に際し、立ち退きの対象となっている被災者や被災した地域から移転して住宅の確保を検討している被災者に対し、銀行・不動産業に携わる専門家が個別相談を行うとともに、物件購入のための資金計画の助言や移転先となる物件情報の提供、契約締結に至るまでの一連の手続をサポートする「住まいの確保コンシェルジュ」を設置した。
- 窓口は、広島銀行緑井支店2階に設置され、広島銀行職員と宅地建物取引士が連携して対応している。

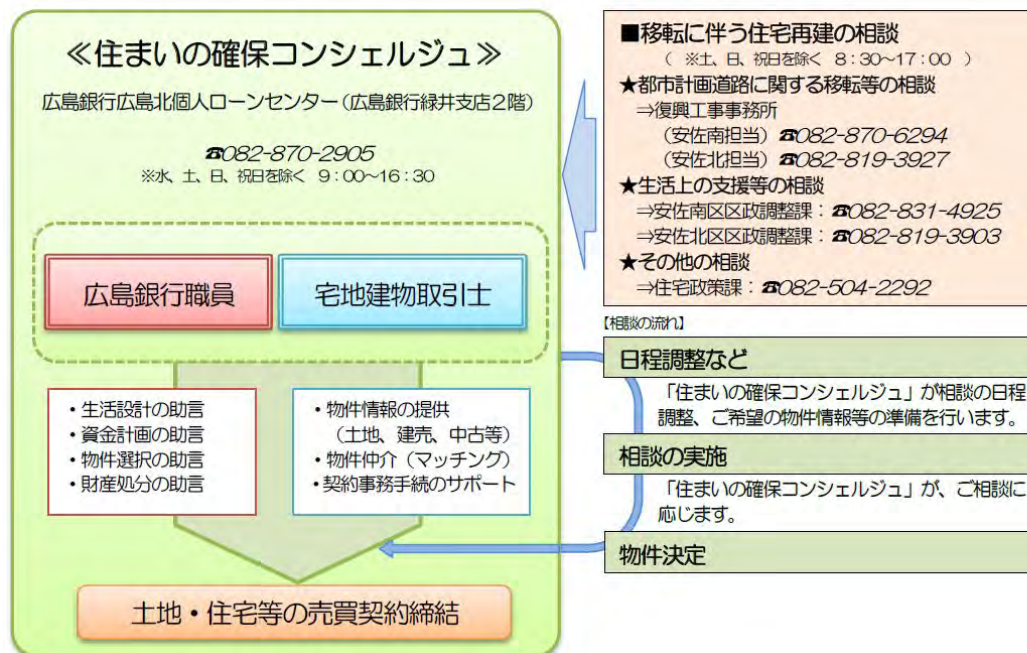


図 住まいの確保コンシェルジュの概要

（出典）広島市ウェブサイト（平成 29 年 3 月 11 日現在）

【20140205】砂防設備の復旧・整備に係る調整（広島市）

○県主催会議における事業進捗状況の共有

- 被災地域では、国・県による砂防・治山堰堤事業等が実施されたが、事業数・事業実施範囲が広範に及んだことから、県が国・県・市の連絡会議を主催し、事業の進捗状況を共有している。

○国・県による複数事業の進捗状況に関する市民への周知

- 市の役割として、事業の全体の進捗状況をつぶさに把握し、市民の安心感を醸成するためにも、市民に丁寧に周知することが極めて重要であったことから、復興工事事務所等を通じて市民への周知を図っている。

表 国・県による砂防堰堤整備等事業

施工者	名称	溪流数等	進捗状況
国	砂防堰堤整備（緊急事業）	28 溪流	23 溪流（24 基）整備完了。
	砂防堰堤整備（通常事業）	16 溪流	平成 27 年度に 3 溪流で完成、2 溪流で着工。その他 11 溪流は用地買収等の取組中。
県	砂防堰堤整備（緊急事業）	7 溪流	いずれも整備完了済。追加設置などの整備を今後 3 年程度で実施予定。
	急傾斜地崩壊対策（緊急事業）	4 箇所	
	砂防堰堤整備（通常事業）	6 溪流	順次着工予定。
	急傾斜地崩壊対策（通常事業）	2 箇所	

（出典）広島市ウェブサイト『「復興まちづくりビジョン」の取組について』（平成 28 年 11 月末時点）より作成

【20140206】避難路の整備（広島市）

○避難路の整備

- ・ 復興ビジョンにおいて、基本施策として「避難路の整備」が位置づけられたことを踏まえ、災害発生以前から計画されていた都市計画道路等の延伸整備について、順次事業認可を取得し、整備を進めている。
- ・ 集中復興期間には、八木・緑井地区の長束八木線・川の内線（一部区間を除く）、可部東地区の可部大毛線・高陽可部線の整備に取り組むこととしている。

○対象地域住民との調整

- ・ 現地に設置した復興工事事務所を通じて、住民との調整を実施している。また、「復興工事事務所だより」等で事業の進捗状況を発信するなど、住民への周知を実施している。

表 集中復興期間に実施する避難路の整備状況

名称	延長等	整備状況
都市計画道路 長束八木線	延長 1,500m 幅員 16m	平成 27 年6月に事業認可取得。 用地買収の契約を順次締結し、用地確保箇所から工事実施。
都市計画道路 川の内線	延長 250m 幅員 16~22m	
都市計画道路 可部大毛寺線	延長 500m 幅員 12m	平成 27 年2月に事業認可取得。 用地買収の契約を順次締結し、用地確保箇所から工事実施。
都市計画道路 高陽可部線	延長 700m 幅員 16m	
市道延伸・拡幅等	18 路線	3 路線着工。

（出典）広島市ウェブサイト『『復興まちづくりビジョン』の取組について』（平成 28 年 11 月末時点）より作成

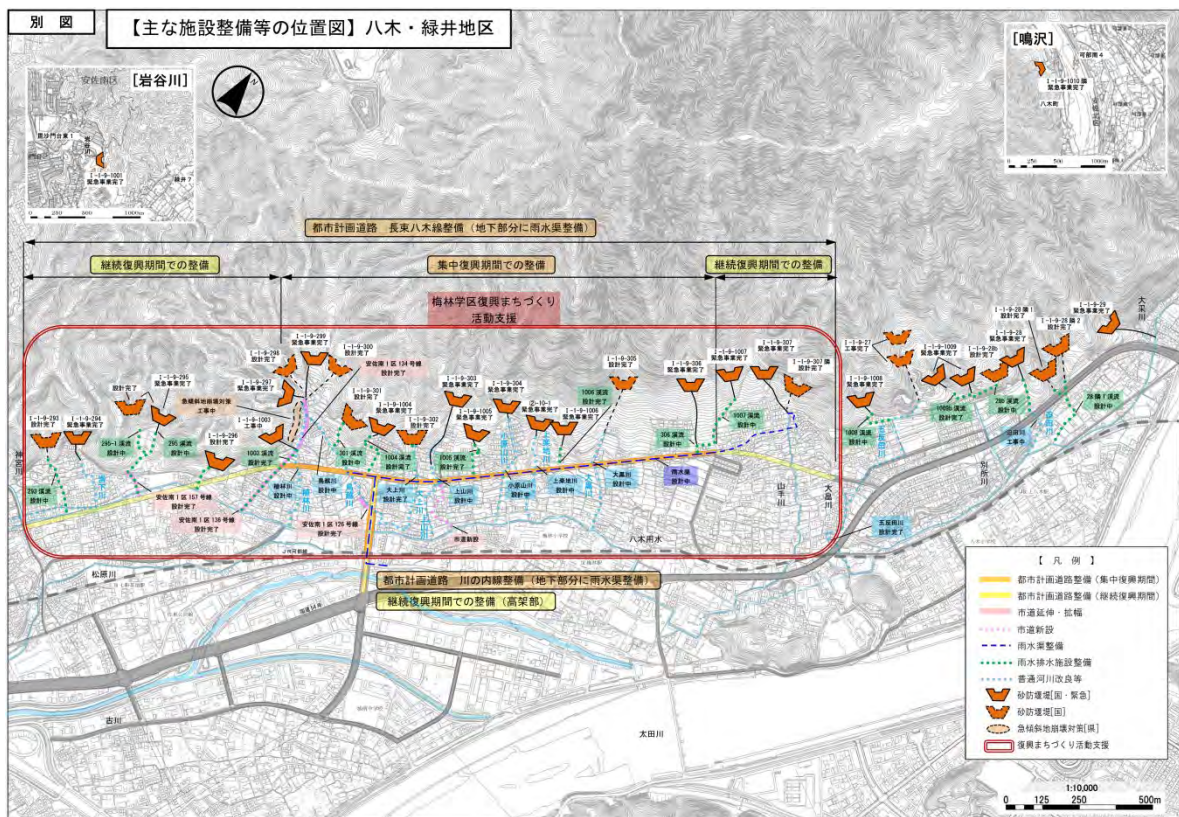


図 避難路の整備状況（長束八木線・川の内線）

（出典）広島市「主な施設整備等の位置図」（八木・緑井地区、平成 28 年 11 月末時点）

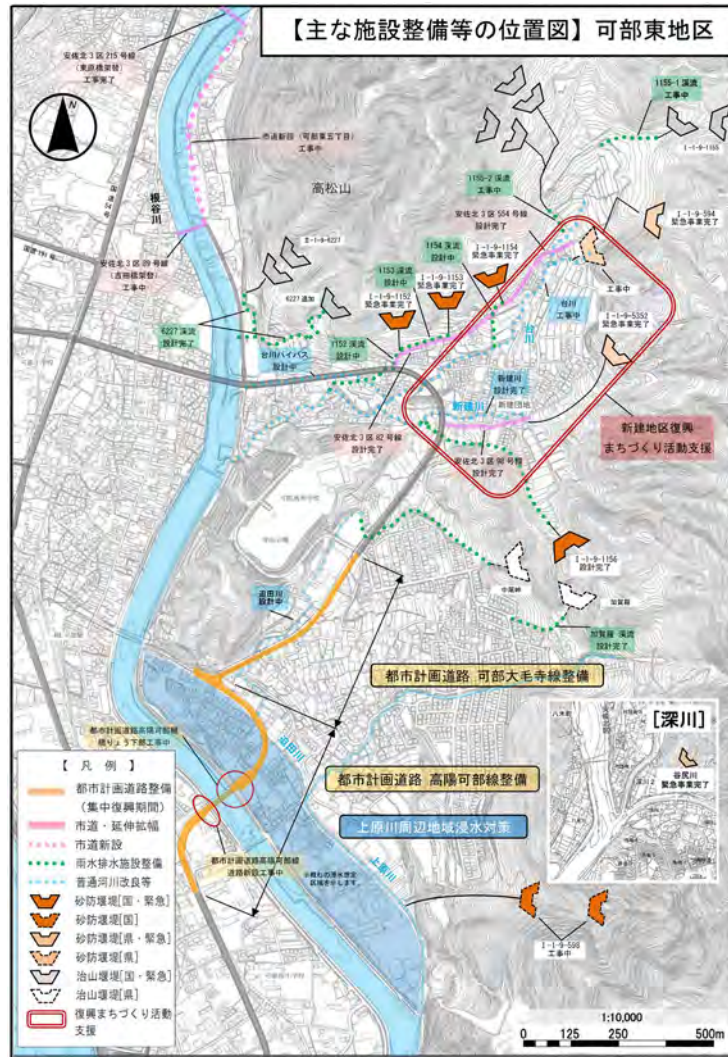


図 避難路の整備状況（可部大毛線・高陽可部線）

（出典）広島市「主な施設整備等の位置図」（可部東地区、平成 28 年 11 月末時点）

【20140207】雨水排水設備等の整備（広島市）

- ・ 砂防堰堤整備事業等、土砂をせき止めるための事業は国・県にて実施しているが、それに併せて堰堤に接続する雨水排水施設等は、市で整備を進めている。
- ・ 国・県と事業区域が重複・関連する箇所は、設計やスケジュール等の調整が必要となっている。また、八木・緑井地区における堰堤の排水対策は、都市計画道路の地下に設置される雨水渠が、複数の谷からの水量を受け止めることとなることから、排水量の把握や排水路の設計等を現場で調整等の工夫が必要となった。

表 集中復興期間に実施する雨水排水施設等の整備状況

区分	名称	延長等	整備状況
雨水排水施設等	雨水渠整備	延長 1,850m	詳細設計実施中。
	雨水排水施設整備	46 渓流	国・県の砂防堰堤等の進捗に合わせて整備実施し、32 渓流のうち 2 渓流で着工。
	普通河川改良等	21 河川	4 河川で着工。
	上原川周辺地域浸水対策	1 か所（2 河川）	詳細設計実施中。

（出典）広島市ウェブサイト『復興まちづくりビジョン』の取組について」（平成 28 年 11 月末時点）より作成

事例コード | 201403

2014年（平成26年） 御嶽山噴火による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①御嶽山の概要

御嶽山は、長野県と岐阜県の県境に位置し、長野県木曾郡木曾町、王滝村、岐阜県下呂市、高山市にまたがる乗鞍火山列の南端に位置する複合成層火山である。標高は3,067mと国内では14番目となっており、火山としては富士山に続く標高で、直近2万年間は水蒸気爆発を中心とした活動期にある。

南東山麓では、1978年から地震が多発しており、昭和59年には長野県西部地震でマグニチュード6.8を記録し、御嶽山および周辺で大規模な地すべり・斜面崩壊が発生している。直近では、平成19年にも小規模な水蒸気噴火があり、火口北東側約200mの範囲に火口から噴出した火山灰が確認されている。

古くから信仰対象の霊山とされて、多くの登山者や観光客が訪問しているほか、日本の百名山の一つに選定されている。

②御嶽山噴火と噴火警戒レベルの引き上げ

平成26年9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生した。噴火場所は剣ヶ峰の南西側で、国土交通省中部地方整備局が王滝村滝越に設置している滝越カメラ（剣ヶ峰の南南西約6km地点）により、火砕流が南側斜面を3キロメートルを超えて流れ下る様子が観測された。また、気象庁による聞き取り調査の結果、御嶽山西側の岐阜県下呂市萩原町から東側の山梨県甲府市飯田にかけての範囲で降灰が観測された。

こうしたことから、気象庁は、同日12時36分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルをレベル1（平常）からレベル3（入山規制）へと引き上げた。

平成26年11月下旬以降は火山性微動は観測されず、火山性地震も1日あたり数回から十数回のやや少ない状態で推移していることから、平成27年1月19日、火口周辺警報が更新され、警戒が必要な範囲が火口から概ね4kmから3kmに縮小された。さらに、同年3月、警戒が必要な範囲がさらに火口から概ね3kmから2km（地獄谷方向では火口から概ね2.5km圏内）に縮小された。

平成27年6月、火山噴火予知連絡会において「昨年と同程度の噴火可能性は低下していると考えられるが、噴煙活動や地震活動が弱いながらも続いていることから、昨年9月27日より規模の小さな噴火が今後も突発的に発生する可能性は否定できない」と評価されたことを受けて、火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルがレベル3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げられ、警戒が必要な範囲は平成26年に噴火した火口を中心とした半径約1kmとされた。

なお、平成29年3月現在も、火口周辺警報（噴火警戒レベル2（火口周辺規制））が継続されている。

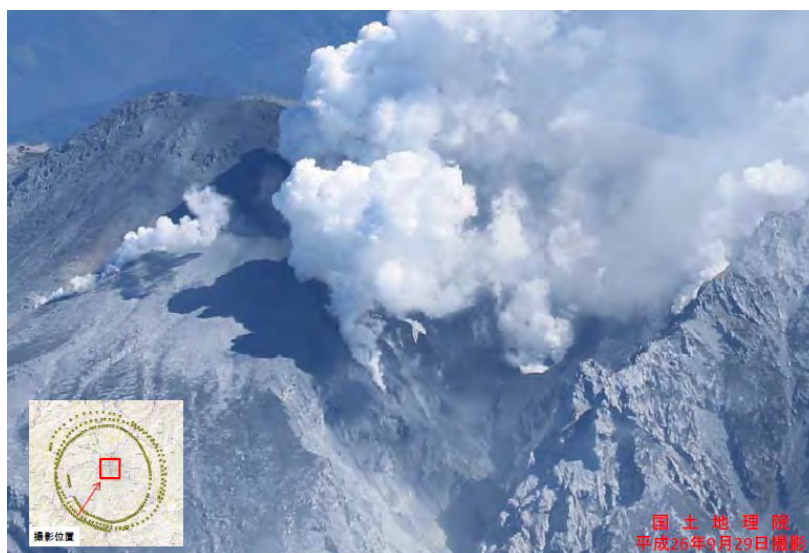


図 御嶽山の噴火の様子（平成26年9月29日）

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年9月の御嶽山噴火概要」（中央防災会議防災対策実行会議火山防災対策推進ワーキンググループ第1回資料）



図 御嶽山の噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル2～3、想定火口：79-7火口）

（出典）気象庁「御嶽山の噴火警戒レベル」

表 噴火警戒レベルの推移

年月日	噴火警戒レベル
H26.9.27	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲4km）
H27.1.19	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲3km）
H27.3.31	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲2km）
H27.6.26	噴火警報発表 噴火警戒レベル2（警戒が必要な範囲1km）

（出典）木曾町資料

③避難・対応状況

御嶽山噴火および噴火警戒レベルの引き上げを受けて、平成26年9月27日12時31分から町道上4箇所（黒沢口登山道、開田口登山道、油木美林の各入口手前）にて入山規制を実施した。

また、ロープウェイに現地対策本部を設置して町職員を派遣し、安否確認や関係機関との連絡調整、情報収集を行った。噴火当日から翌日にかけて、下山者用のシャトルバスや一時避難所を開設し、民間の宿泊施設を合わせて計92名の下山者が宿泊した。

平成26年10月、噴火警戒レベル3が継続される中で台風が発生した。火山灰が堆積した範囲では降雨による土石流が発生する可能性があるため、木曾町では町内の5地区に新たな避難基準を設け、避難を実施した。

表 木曾町における入山規制および下山者への対応状況の推移

日付	対応内容
H26.9.27 ~9.28	<ul style="list-style-type: none"> 各登山道入口封鎖（入山規制）、登山道に至る町道各線通行止め 木曾町現地対策本部を御岳ロープウェイに設置（町職員を派遣） 下山者の送迎車両の手配 安否確認、関係機関との連絡調整、各種情報収集 下山者用のシャトルバスを運行 三岳交流促進センターに一時避難所を開設 三岳交流センターに49名、民間の宿泊施設（2箇所）に43名の計92名の下山者が宿泊
H27.5.1	黒沢口登山道六合目中の湯までの町道通行止め（冬季閉鎖）解除
H27.6.5	黒沢口登山道六合目中の湯から七合目行場山荘手前までの立入規制解除
H27.7.1	黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂までの立入規制解除
H27.7.10	<ul style="list-style-type: none"> 開田口登山道入口から三ノ池までの立入規制解除 油木美林入口から黒沢口登山道七合目までの立入規制解除
H27.8.11	油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目中の湯までの立入規制解除
H27.9.19	<ul style="list-style-type: none"> 黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘までの立入規制解除 三ノ池ルート女人堂から三ノ池方面へ約1km地点までの立入規制解除
H27.10.19	黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由二ノ池方面へ約500m地点までの立入規制解除
H28.6.28	<ul style="list-style-type: none"> 黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由二ノ池方面へ約500m地点の立入規制開始位置を撤去 ※九合目石室山荘上部分岐点及び二ノ池分岐（お鉢方面分岐含む）から剣ヶ峰方面は立入禁止
H28.7.16	三ノ池ルートの立入規制解除
H28.7.27	三ノ池ルートを立入規制（沢横断部分の雪渓の状態が悪いため立入規制）
H28.9.17	三ノ池ルート女人堂から三ノ池方面へ約1km地点までの立入規制解除（落石・崩落等の危険による一部区間の立入規制）

（出典）木曾町「噴火警戒レベルと規制推移と噴火対策」より作成

表 木曾町における降灰の影響による土砂災害警戒対応

<p>■対象地区 三岳地区（荻ノ島、栩山、井原、屋敷野、倉本）、開田地区（柳又）</p> <p>■避難基準 大雨注意報・・・避難準備情報 大雨警報・・・避難勧告</p> <p>※降雨状況により注意報・警報の発表を待たず、避難準備情報・避難勧告を発令</p> <p>① 台風18号 10月5日16時31分に避難準備情報が発令、翌日6日13時06分に解除されるまで、4箇所の避難所等に9世帯14名が避難した。</p> <p>② 台風19号 10月13日15時30分に避難準備情報、同日16時30分に避難勧告が発令、翌日14日5時50分に解除されるまで、3箇所の避難所等に10世帯18名が避難した。</p>

（出典）木曾町「御嶽山噴火対応記録」

④被害状況

御嶽山の噴火は、死者・行方不明者63名、負傷者69名（重傷29名、軽傷40名）にのぼる人的被害をもたらした。

行方不明者の捜索活動は平成26年9月28日に開始されたが、同年10月16日に一時中断、平成27年7月29日に再開され、同年8月6日に終了したが、依然行方不明者5名は発見されていない。

表 御嶽山噴火の主な被害状況（平成27年11月6日時点）

都道府県名	人的被害（人）		
	死者	行方不明者	負傷者
全国合計	58	5	69
長野県	58	5	59
岐阜県	0	0	10

（注）建物被害はなし

（出典）消防庁「御嶽山の火山活動に係る被害状況等について（第40報）」（平成27年11月6日）



（頂上剣ヶ峰）



（八合目女人堂）

図 木曾町における被害状況写真

（出典）木曾町資料

（2）災害後の主な経過

御嶽山噴火および噴火警戒レベルの引き上げに伴い、木曾町、王滝村、長野県に災害対策本部が設置された。

一方、国は同日木曾町と王滝村に対する災害救助法の適用を決定し、長野県庁に非常災害現地対策本部を設置した。

表 災害後の主な経過（木曾町・王滝村・長野県・政府の取組状況）

年	月日	長野県・木曾町・王滝村の対応	政府の対応
平成 26年	9月27日	11:52 御嶽山噴火	
		12:20 木曾町災害対策本部設置	
		12:30 王滝村災害対策本部設置	
		12:36 火口警戒情報発表（噴火警戒レベル3への引き上げ）	
		13:20 長野県警戒・対策本部設置	
		14:10 長野県災害対策本部設置	
		16:40 関係省庁災害対策会議開催 木曾町、王滝村に災害救助法適用	
	9月28日	17:00 御嶽山噴火非常災害対策本部設置 （内閣府）	
22:00 非常災害現地対策本部設置 （長野県）			

（出典）木曾町「御嶽山噴火対応記録」より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201403	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	【20140301, p201】	(木曾町)	→		
施策2：復興計画の作成		●	【20140302, p202】	(木曾町)	→		
施策3：広報・相談対応の実施		●	【20140303, p202】	(木曾町)	→	●	【20140304, p202】 (木曾町)
施策4：金融・財政面の措置						●	【20140305, p203】 (木曾町)
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保						●	【20140306, p204】 (木曾町)
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建						●	【20140307, p204】 (木曾町)
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【20140301】復旧・復興体制の構築（木曾町）

①庁内における検討体制

- 町では、今後の復興計画やまちづくりの支援策を検討することを目的として、庁内横断組織「御嶽山噴火災害復興戦略チーム（以下、「戦略チーム」と表記）」を平成26年11月4日に設置した。戦略チームは、副町長以下、課長級職員14名で構成された。
- このうち、山岳観光の安全対策や地域の特性を活かした産業振興策を打ち出し、町の将来像を示した復興創生計画の策定を目指す「木曾町地域創生戦略会議」が同月26日に設置され、同会議の中で復興体制の構築に向けた検討が進められた。同会議は山岳、商工観光、農業関係者、議会、国・県関係機関者ら15名で構成された。

②官民の連携体制

- 官民が一体となって取り組むため、町内の御嶽山に関わる観光関連等事業者（御嶽教関係団体、山小屋等山岳観光関係者、山岳遭難防止対策協会関係者等）及び町の関係部局の担当者等27名で構成される「御嶽山安全対策連絡会」を平成27年4月に設置した。火山活動に関する情報共有や登山等の安全対策、山小屋の復旧対策等の御嶽山の復興に関して、官民で連携して検討を行った。

③広域連携体制

- 御嶽山噴火時の総合的な対策について連携して平時から検討を行うことを目的として、御嶽山を有する長野県、岐阜県、木曾町等の関係自治体および関連機関の首長・部長級（木曾町は町長、県レベルでは部長級）により「御嶽山火山防災協議会」が設置された（平成26年12月24日）。本協議会は情報共有のプラットフォームとして、年に1度開催しており、1年間に実施された対策等についての情報共有の場となっている。
- 他方、担当者・事務局レベルの調整は多頻度で開催されており、御嶽山全体に関連する施策については、王滝村と木曾町が都度連携して取り組むことが求められている。
- 噴火災害発生を受け、県庁に災害対策本部が設置され、王滝村には行方不明者の捜索拠点、木曾町には下山者対応や行方不明者家族対応の拠点が設置される等、拠点が分散して設置された。この拠点の分散化により、相互の情報共有が難しい面があったことは課題と認識している。

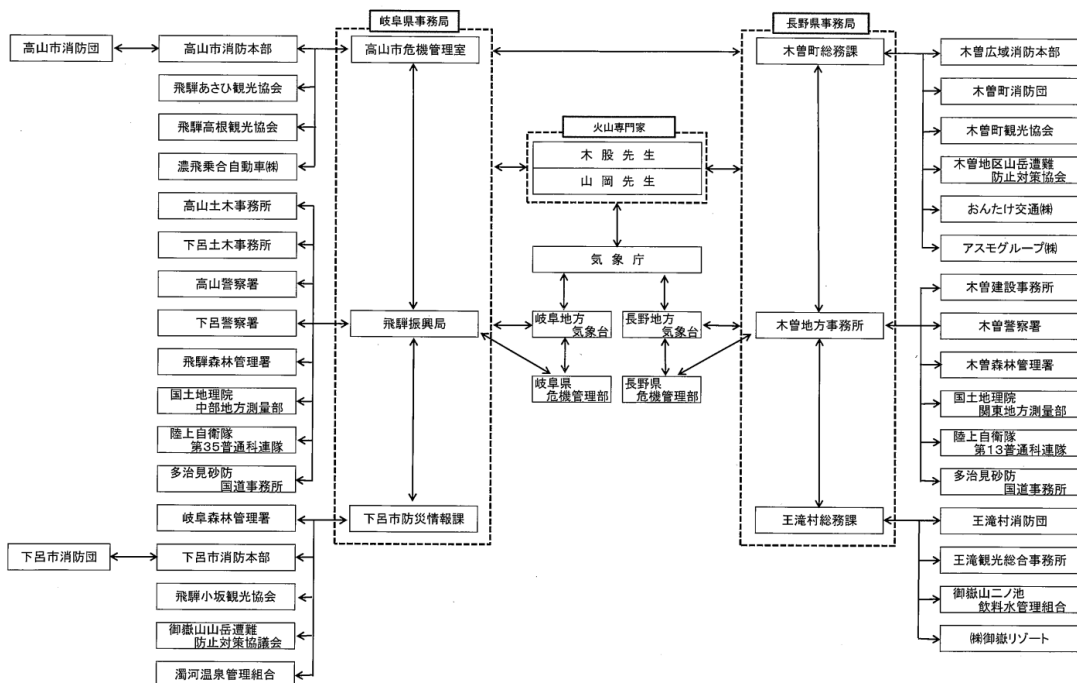


図 「御嶽山火山防災協議会」連絡体制表

(出典) 長野県「御嶽山火山防災協議会連絡体制表」(第1回御嶽山火山防災協議会資料3)(平成26年12月24日)

【20140302】復興方針の検討（木曾町）

○復興方針の検討・決定

- ・ 木曾町地域創生戦略会議において、復興方針について検討がなされ、平成 26 年 12 月 24 日に「木曾町御嶽山噴火災害復興方針（『つながろう木曾』プロジェクト）」が策定された。主要な検討課題は、山頂付近にある山小屋の再建や登山対策を含む現地の復興対策と、観光対策（主に町外に向けた PR）であった。

表 「木曾町御嶽山噴火災害復興方針」の構成

1. 噴火災害への対応と防災方針	
緊急的取組	中長期的な取組
1-1. 噴火災害への対応と反省	1-4. 山小屋対策・御嶽山登山対策
1-2. 被災者家族支援	1-5. 防災のまちづくり
1-3. 学術研究所、学会の誘致	1-6. 地震対策
2. 復興と創生	
緊急的取組	中長期的な取組・抜本的な対策
2-1. 観光振興	2-4. 観光振興
2-2. 情報発信対策	2-5. 六次産業化による産業振興
2-3. 緊急産業政策、雇用対策	2-6. 企業誘致、起業支援
	2-7. 地域の特色を活かしたまちづくり
	2-8. 人口増加策としての環境の整備
	2-9. 高齢化社会に対応した住環境の整備

（出典）木曾町「木曾町御嶽山噴火災害復興方針」より作成

【20140303】報道対応（木曾町）

○報道機関の立入スペースの制限による混乱の解消

- ・ 噴火災害発生直後から、報道機関からの問い合わせが殺到したため、山頂付近の災害現場と連絡を取ることができなくなり、被害状況の全体像の把握が遅れる要因となった。
- ・ 木曾町は被災者対応の拠点となったため、被災者家族が在住している都道府県や火山保有都道府県等、全国から報道機関が集中し、庁舎内や駐車場等が大混乱に陥った。
- ・ このため、庁舎と駐車場のうち、報道機関が利用可能な部屋や通路などを設定し、災害対策本部（役場庁舎）内への立入制限を設けることとした。
- ・ 今回、内外の動線が混線したことが現場の混乱を深刻化したことから、これを受け、今後の災害時の報道対応等に備えて、庁舎施設の配置に係る検討が開始された。

○定例記者会見の開催

- ・ 災害対策本部にて、報道対応の担当者（町長、総務課長、担当課長）を決定し、定例で記者会見を実施し、定期的な情報発信に努めたところ、現場の混乱は収束へと向かった。

【20140304】火山防災啓発のための学習会・講演会等の開催（木曾町）

①地域住民等を対象とした「学習会」の企画・開催

- ・ 地域住民の不安や懸念を払拭するため、また噴火災害に関する知識が職員にも乏しかったことから、地域住民向けの説明会として、平成 27 年 3 月に「御嶽山火山活動地域学習会」を開催した。学習会は、当町で企画、開催は王滝村と連携して実施し、有識者等による講演を交えて開催した。学習会には木曾町及び王滝村の住民のほか、被災者遺族をはじめ 100 名以上が参加した。
- ・ 学習会の講師となる有識者は当町で選定した。御嶽山の噴火以前は、町役場職員は専門家との接点はなかったが、噴火後は観測機設置等の機会を通じて、有識者との接点ができるようになり、直接調整を行った。

表 「御嶽山火山活動地域学習会」の概要

■日	時：平成27年3月15日 午後3時00分～
■会	場：木曾町三岳 三岳交流促進センター
■講師・内容：	<ul style="list-style-type: none"> ・「御嶽山の火山観測と噴火の予測について」 名古屋大学大学院教授 山岡耕春氏 (中央防災会議火山防災対策推進ワーキンググループ 副主査、御嶽山総合観測班長) ・「無人機を利用した御嶽山の噴煙観測」 北海道大学大学院准教授 橋本武志氏 ・「御嶽山の地質と2014年噴火の推移」 国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員 及川輝樹氏

②その他地域住民及び職員の意識啓発・情報交換・誘客のための取組

- ・ 上記学習会以降、町では、地域住民に御嶽山の火山活動に対する理解を深めてもらうとともに、地域防災に対する意識を高めてもらうことを目的として、また、町外からの団体客誘致も見据え、各種の懇談会や講演会を開催している。

表 木曾町で開催された学習会・講演会等

日程	取組名	概要
H27.11.20	火山防災関連等情報懇談会	今後の木曾町の火山防災対策に資するため、有識者と理事者、担当職員の情報・意見交換を実施
H27.11.29	第12回木曾学シンポジウム	木曾町が事務局を務める木曾学研究所が、山麓に住む住民として、御嶽山とどう向き合い、まちづくりにどう活かすかを考えるシンポジウムを開催
H28.3.6	「信州 山の日」協賛シンポジウム	『霊峰・御嶽』として暮らしの中に溶け込んできた御嶽山。山と共に暮らす意識を改めて考え、山岳と観光の安全性の確保についても考える機会とする。
H28.3.10	活火山における避難壕等の充実に向けた学習会	木曾町と王滝村で山岳関係者を対象に合同開催。内閣府による「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」の作成に携わった関係者を講師に招き、今後の山小屋の強化等に関しての見識を深めるための機会とした。
H28.10.20-21	2016火山砂防フォーラム	火山地域の自治体や関係機関で組織する火山砂防フォーラム委員会による開催。第26回目は王滝村との共催により木曾町を会場に開催。

(出典) 木曾町「御嶽山噴火対応記録」より作成

【20140305】復興基金の設置（木曾町）

①「木曾町御嶽山噴火災害対策・復興基金」の設置

- ・ 噴火災害からの復興には長期的な対応が必要なことや、県や一般からの支援も受ける中で町の裁量で支出を採択できること、年度や補助事業の規定等に縛られず、機動的に対応することを目的として、町では、「木曾町御嶽山噴火災害対策・復興基金条例」を制定し、県の補助事業「御嶽山噴火災害対策・復興基金創設事業」による支援を受け、「木曾町御嶽山噴火災害対策・復興基金」を設置した。

②復興基金の収支状況

- ・ 平成28年度は、町から2億円（財政調整基金としての積立金）、県から1億円拠出されたほか、これに加え、一般からの見舞金も復興基金として充当された。
- ・ 県からの拠出金は3年間を目処に使い切ることが求められていることから、復興基金による事業は項目ごとに拠出元を明確にして資金管理を行っている。
- ・ 依然として噴火警戒レベルは2のままであり、入山規制がかけられた登山道に立ち入ることができず復旧が遅れており、復興時期の目処が立っていないことから、復興基金は継続予定である。今後

の収入面については、国の補助制度等の活用や地方債の活用等が見込まれている。

【20140306】雇用対策としてのパトロール隊の組成（木曽町）

- ・ 町では、観光振興（登山道の安全確保）と雇用対策を目的として、平成 27 年 6 月にパトロール隊を組成した。町役場が臨時職員としてパトロール隊員を採用する形態を採用しており、噴火の影響により営業活動が困難となった山小屋や山の案内関係者の雇用確保の側面を持っている。
- ・ パトロール隊は、班を編成して登山道を巡回し、登山道の軽微な修繕等の安全管理のほか、登山者への指導、緊急時の避難誘導等を行っている。
- ・ 現在、パトロール隊員として、山小屋関係者、御嶽黒沢案内人組合、山岳遭難防止対策協会関係者ら 18 名（当初は 16 名）が雇用されており、隊員は 20～50 歳代のメンバーが中心である。

【20140307】観光客の誘致に関する取組（木曽町）

①宿泊施設助成券制度の拡大運用

- ・ 噴火災害による入山規制に伴い、観光シーズンとなる秋口の観光客が大幅に減少し、特に宿泊施設への影響が懸念されたほか、ロープウェイの営業再開後も登山客は戻っておらず、ロープウェイ利用者数は営業開始後も噴火前の 2 割程度に留まる状況が続いた。
- ・ これを受け、町では、従来、友好都市協定を締結していた市町村間で実施していた宿泊助成制度（1泊につき 2,000 円割引）を拡大運用し、さらなる観光客誘致のため、名古屋市民も対象とした。
- ・ 旅行者は、事前に助成券と加盟施設リストを最寄りの各市町村の窓口で入手し、宿泊施設で精算時に助成券を提出すると、その場で 1 枚あたり 2,000 円の割引となる仕組みである。受取窓口は名古屋市内では 3 箇所を設置し、平成 26 年度の利用状況は、利用枚数換算で、1,000 人分の利用があった。

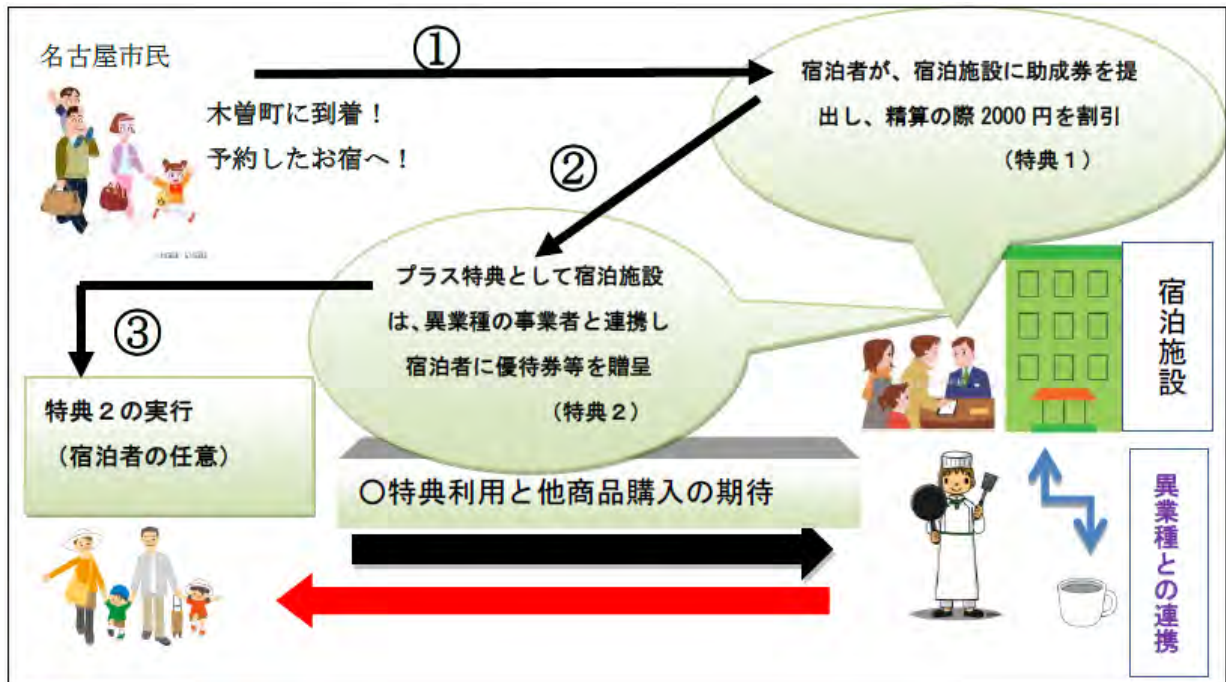


図 名古屋市民向け宿泊施設助成券利用の流れ

（出典）木曽町「滞在型観光誘客促進事業名古屋市民（関係者）向け長野県木曽町宿泊施設助成券発行について」

表 名古屋市民向け長野県木曾町宿泊施設助成券制度のご案内

長野県木曾町では、御嶽山噴火にともなう観光地復興事業の一環として、名古屋市民（勤務者・通学者含む）の皆さまを対象に木曾町内にある本事業協賛の宿に泊まれたお客様に助成券を発行いたします。冬季シーズンは木曾町にある2つのスキー場（マイア・きそふくしま）をはじめ、郷土食『手打ちそば・すんき』などが美味しい季節ですので、この機会にぜひ、ご利用ください。

○名称：木曾町宿泊施設助成券発行事業

○対象：観光を目的として木曾町宿泊助成券取り扱い加盟施設に宿泊される下記に該当する方（グループ）

①名古屋市民の方 ②3.名古屋市にお勤めの方・通学の方

③代表者が名古屋市民の家族やグループ（代表者とは上記①②の方）グループは人数制限あり

り

○内容

・1名につき1枚、1泊2,000円の助成券を発行（連泊の場合は、その日数分の発行）

・使用期限：平成27年3月31日／限定先着：1000枚

○手続き方法（12月4日【木】）から下記、3施設にご協力頂き、助成券を発行いたします。）

取り扱い機関①長野県名古屋観光情報センター（名古屋市中区栄4-1-1中日ビル4F）

取り扱い機関②名古屋市金山観光案内所（中区金山一丁目17-18【ループ金山1階】）

取り扱い機関③オアシス21iセンター（東区東桜一丁目11-1【オアシス21地下1階】）

上記施設へお越し頂き、所定の様式に名前、住所、連絡先などを記入の上、助成券と加盟施設一覧を入手。後日、加盟施設の中から宿を予約頂き木曾町へお越しの際、お宿で精算時に助成券を提出頂くと枚数分×2000円がその場で差し引かれます。更に宿泊施設よりお客様へ宿独自のプラス特典が付与されます。

尚、宿泊助成券はチェックイン（アウト）の際に宿での現金及びクレジットカード※で精算して頂く事が条件です。（旅行会社のクーポン券や後日請求精算は適用外です。）※クレジットカードは使えない施設があります。

○その他

1、助成券を入手頂く際、お越しになられる方は、関係機関へ下記をご持参ください。

ア) 名古屋市在住の方

■住所がわかるもの『運転免許証など住所が記載されている物』

イ) 名古屋市内にお勤めの方、通学されている方で住民票が無い方

■社員証（会社の名刺）・学生証

ウ) グループ（家族）の代表者

■代表者の方の身分証（ア・イに該当する証明書）

2、宿については事前に木曾町観光協会ホームページより閲覧もできますので先に予約を済ましてからの助成券入手も可能です。（木曾町観光協会<http://www.kankou-kiso.com/>）

3、上記以外の主な取扱事項

ア) 他の宿泊割引券との併用は不可です。

イ) 割引券の複写は無効です。

ウ) 助成券は、必ず持参下さい。

エ) グループ旅行については、同一の宿泊施設にお泊り頂くとともに1団体40名以内（1回の発行枚数は40枚）とさせていただきます。また、スキー場等で特別料金の適用を受けている団体は対象外となります。

（出典）木曾町「名古屋市民の皆さま対象：長野県木曾町宿泊施設助成券制度のお知らせ」

②観光客誘致を目的とした「つながろう木曾キャンペーン」の実施

- ・ 御嶽山噴火災害を受け、長野県木曾郡への観光客誘致を目的として、「つながろう木曾」を合言葉とし、「木曾観光復興対策協議会」が設立された。
- ・ 本協議会では、まずは木曾エリアへ来訪してもらうことを目的として、長野県による補助金をもとに宿泊者向けに商品券または1日リフト券をプレゼントするキャンペーンを実施した。
- ・ 当該キャンペーンの利用効果は大きく、御嶽山噴火後も冬季のスキー客数は例年並みを維持することができたほか、宿泊者向けの商品券は1ヶ月も経たないうちに予定枚数の6,000枚が利用された。

③観光事業者・メディアとの連携

- ・ 御嶽山噴火後に減少した観光客の誘致を促進するため、観光事業者向けの説明会等を開催し、観光地としての安全性についてPRを行った。
- ・ 噴火災害直後は旅行会社からも、「安全面からお客様に観光商品として紹介できない」と断られたが、新聞等でツアーが開催されたことを契機として、次第に旅行客や旅行商品も増加傾向に向かっている。

④登山客数復活のための山小屋復興に向けた整備方針の調整

- ・ 登山客数を以前の水準に戻すためには、山小屋の復旧が最重要課題となっている。山小屋である「二の池本館」は平成29年度から新築工事を開始し、平成30年度の利用開始を目指している。
- ・ また、噴火災害を踏まえ、登山者の安全確保を目的に、頂上エリアに避難施設およびシェルターの設置を検討している。施設は景観上の配慮をしつつ、防災面の機能に十分配慮したものとすることを想定しているが、工事の進捗は、気象庁の噴火レベルの影響を受ける（レベルが下がった時点で再度調査を実施予定、さらにそこから工事に2年程度を要する見込み）ことから、復旧の正確な目処が立っていない状況である。また、登山道に積もる降灰の除去や、倒壊した施設の解体撤去等も時間を要すると見込まれている。